

世界から見た日本の 多文化共生の現在地

外国人集住都市会議オンラインシンポジウム2024

「多文化共生は全国の課題へ」

2024年11月8日

明石純一（筑波大学）

世界のどこから
誰がみている？

- 国内外の研究者の目線
- 海外から日本への潜在的移住者
- 海外から日本への移住者
- わたしたち自身の多文化共生イメージ

👉 多文化共生は日本社会にとって
基層的な精神文化になりえるだろうか？



多文化共生に 対する評価と懐疑

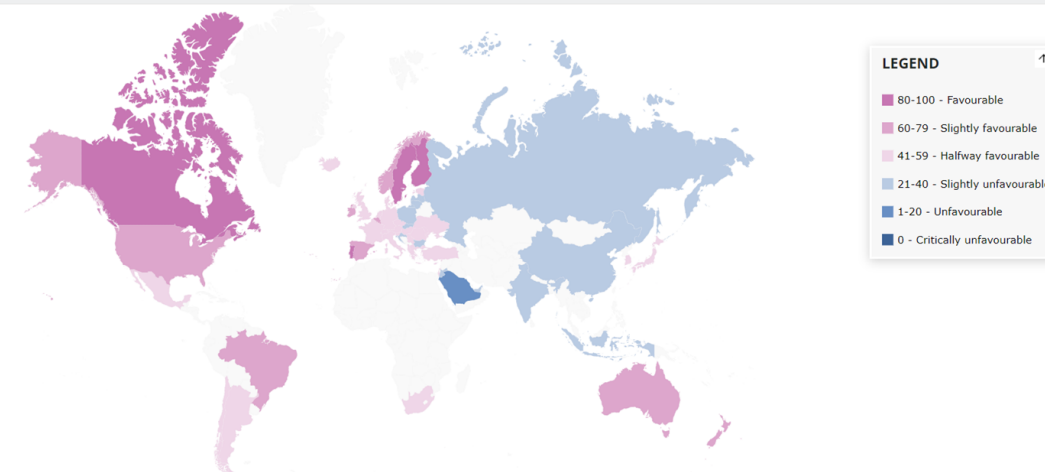
- 移民統合政策指数にみる国際比較
- 取組みの限定性
- 地域間の差異
- 問われる有効性

👉 多文化共生の曖昧さと非拘束的性格

Country	Approach to integration	Score	Change Since 2014*
Sweden	Comprehensive (Top10)	86	↓ 1
Finland	Comprehensive (Top10)	85	↑ 3
Portugal	Comprehensive (Top10)	81	↑ 3
Canada	Comprehensive (Top10)	80	↑ 2
New Zealand	Comprehensive (Top10)	77	— 0
USA	Comprehensive (Top10)	73	↓ 2
Norway	Comprehensive	69	↓ 3
Belgium	Comprehensive (Top10)	69	— 0
Australia	Comprehensive (Top10)	65	↓ 4
Luxembourg	Comprehensive	64	↑ 10
Ireland	Comprehensive (Top10)	64	↑ 5
Brazil	Comprehensive (Top10)	64	↑ 12
Spain	Comprehensive	60	↑ 3
Germany	Temporary	58	↑ 1
Argentina	Equality on paper	58	↓ 4
Italy	Temporary	58	↓ 1
Netherlands	Temporary	57	— 0
Korea	Comprehensive	56	↓ 2
Iceland	Comprehensive	56	↑ 7
France	Temporary	56	↑ 3
United Kingdom	Temporary	56	↓ 1
Chile	Equality on paper	53	↑ 3
Mexico	Equality on paper	51	↓ 1
Serbia	Equality on paper	50	↑ 5
Czechia	Comprehensive	50	↑ 3
Estonia	Comprehensive	50	↑ 5
Switzerland	Temporary	50	— 0
Denmark	Temporary	49	↓ 4
Romania	Equality on paper	49	— 0
Israel	Comprehensive	49	↓ 1
Slovenia	Equality on paper	48	↑ 3
Ukraine	Temporary	48	↑ 2
Malta	Comprehensive	48	↑ 5
Japan	Integration denied	47	↑ 1
Moldova	Equality on paper	47	↑ 8
Greece	Equality on paper	46	↑ 3
Austria	Equality on paper	46	— 0
Turkey	Comprehensive	43	↑ 17
Albania	Equality on paper	43	↑ 1
Hungary	Equality on paper	43	↑ 1
North Macedonia	Equality on paper	42	— 0
Cyprus	Integration denied	41	↑ 2
Bulgaria	Equality on paper	40	↑ 3
Poland	Equality on paper	40	↓ 1
Croatia	Equality on paper	39	↑ 1
Slovakia	Equality on paper	39	↑ 2
Latvia	Equality on paper	37	↑ 3
Lithuania	Equality on paper	37	↑ 4
China	Integration denied	32	↑ 5
Russia	Integration denied	31	↑ 2
Indonesia	Integration denied	26	↑ 1
India	Integration denied	24	— 0



ABOUT | KEY FINDINGS | POLICIES | COUNTRIES | THE DATA | CONTACT

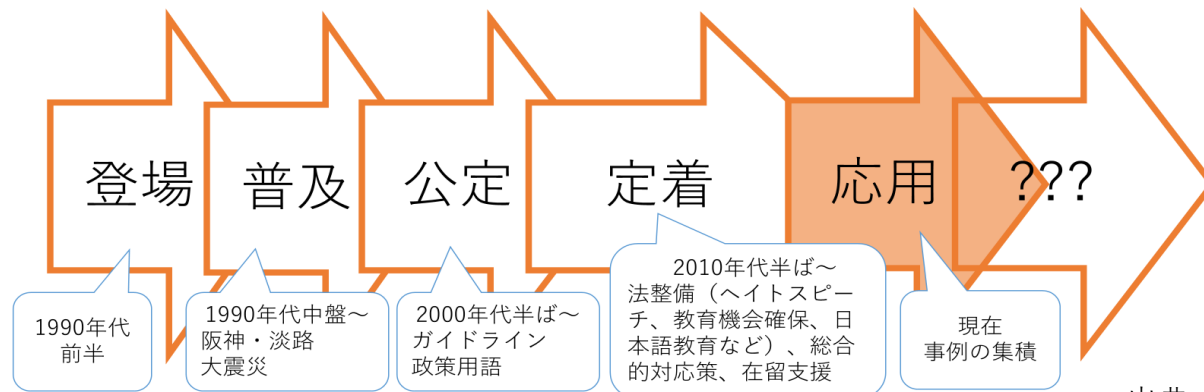


出典：MIPEXウェブサイトから抜粋

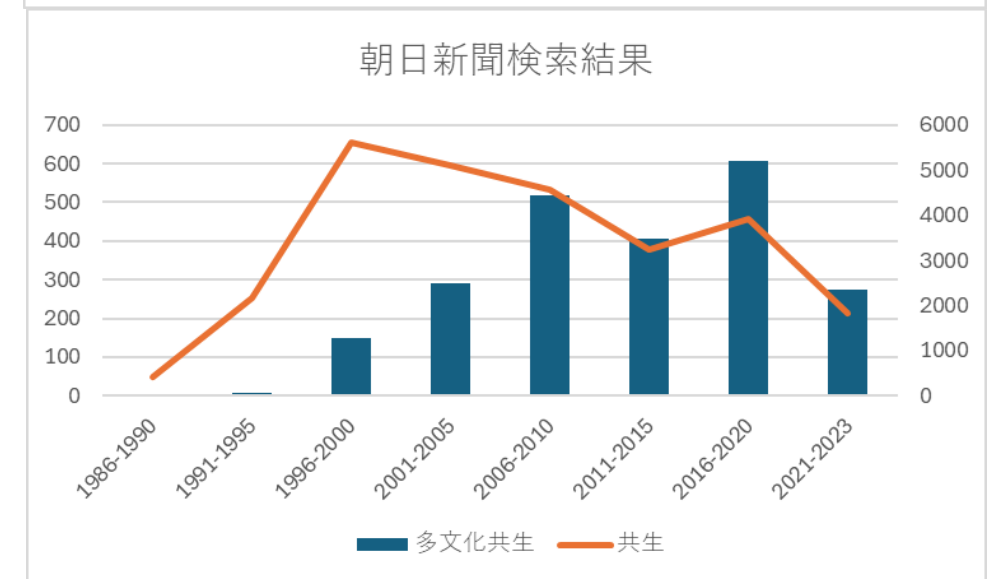
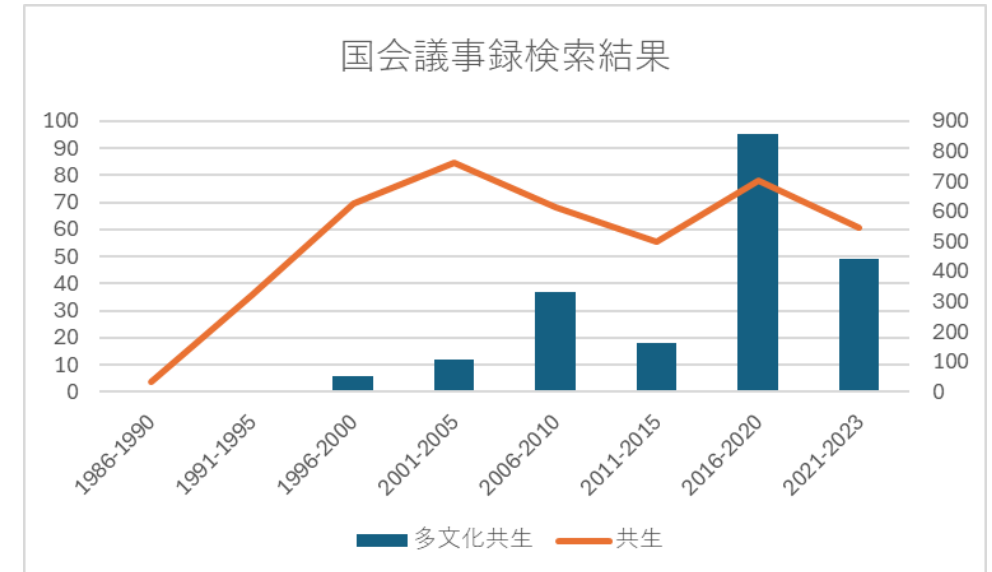
多文化共生の普及、 拡散と受容

- 1990年代の登場以降、人口に膾炙
- 外国籍住民の着実な増加が当該政策の優先順位を押し上げ
- 地域固有の課題や資源に即して援用

👉 幅広い担い手の参加と多様な実践を
促す多文化共生



出典：報告者作成

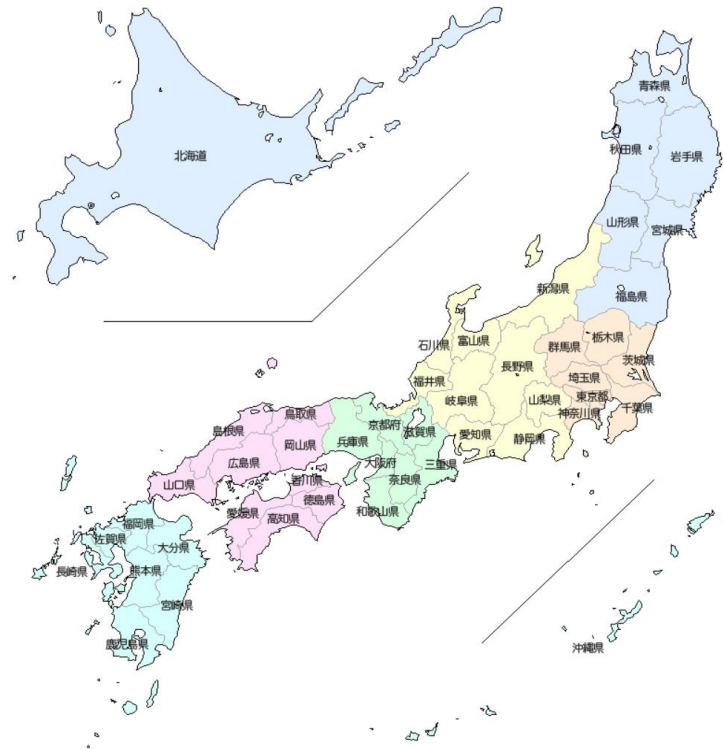


出典：各データベースに基づき報告者作成

多文化共生の現在地と展望

- 集住都市会議メンバーの減少と非集住地域でのニーズ拡大
- 多文化共生施策のカスタマイズと地域性～地域の人口構成、地理的条件、外国籍人口の規模・属性、行政と市民社会（組織）の関係など
- 計算値よりも経験値？
- 必要条件と十分条件
- 多文化共生を全国的な課題に

➡ 笹川平和財団の取組み





世界から見た日本の多文化共生の現在地

笹川平和財団

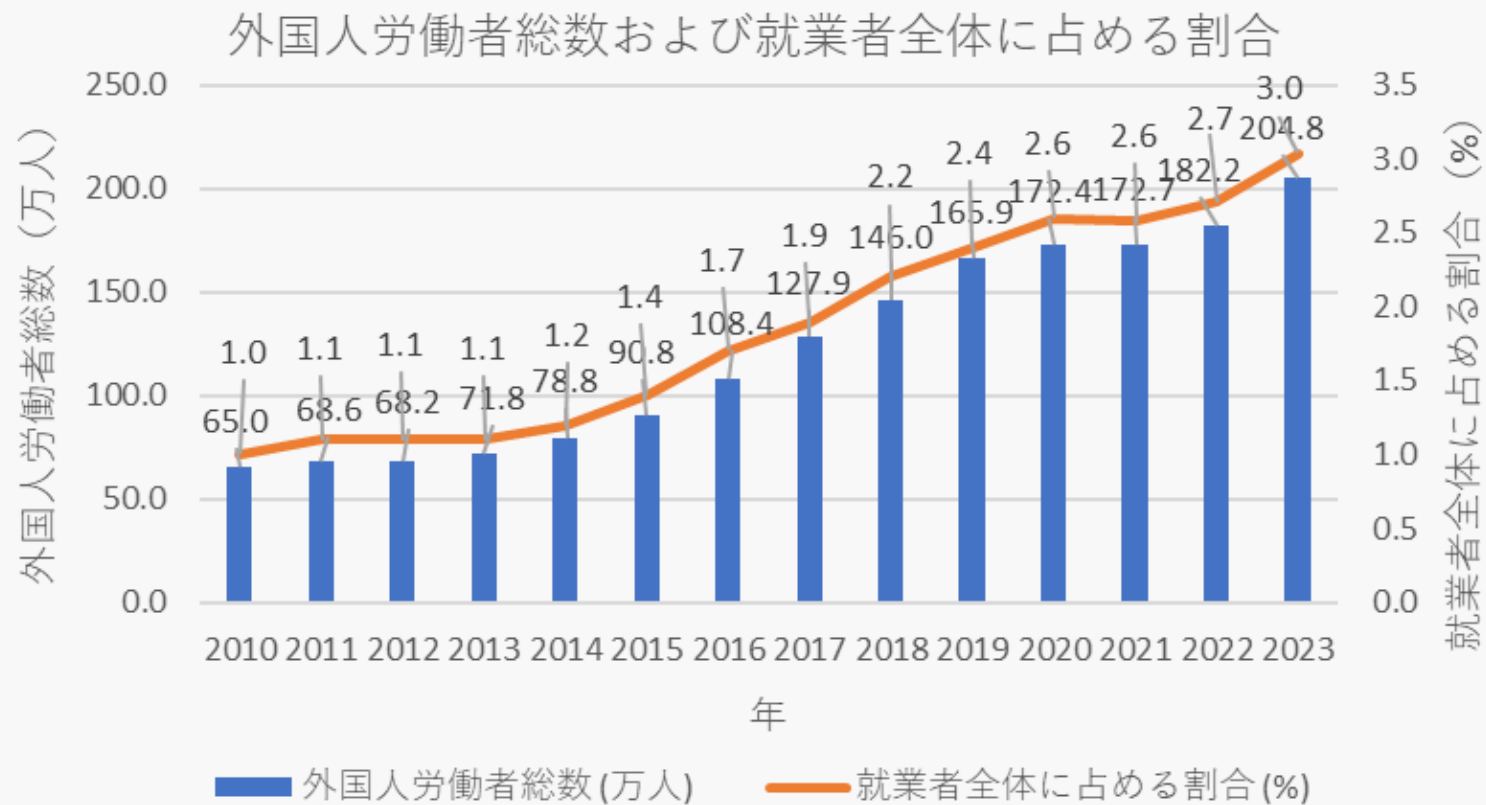
第3グループ（社会イノベーション推進担当）

岩品 雅子

2024年11月8日

 笹川平和財団
SASAKAWA PEACE FOUNDATION

1. 日本における外国人労働者総数と就業者に占める割合



2023年の外国人労働者数は 2,048,675 人で、前年比 225,905 人増加し、前年に比べ、12.4 %増加した。

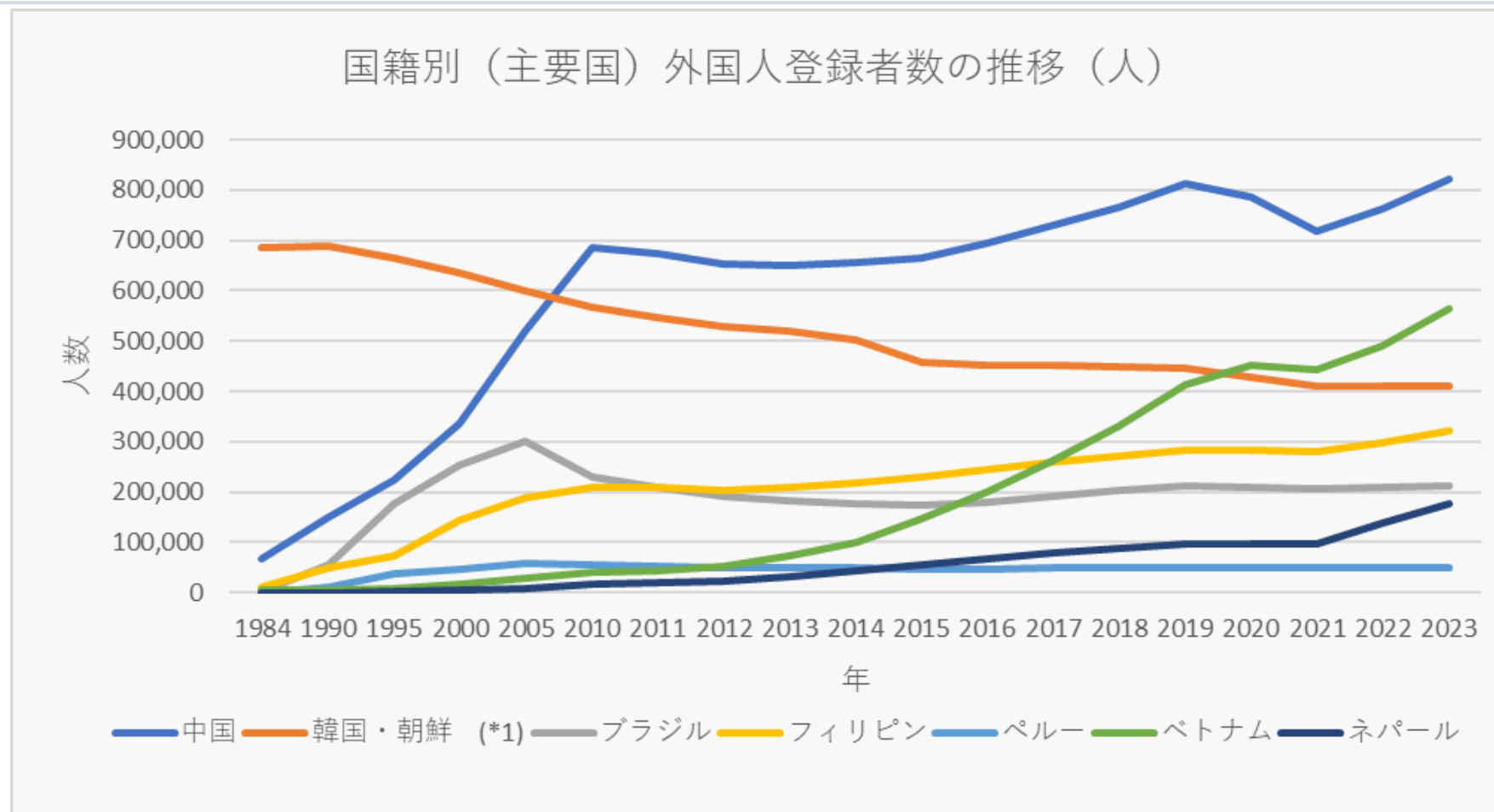
2010年 入管法改定：在留資格「技能実習」創設。

2018年 入管法改定：在留資格「特定技能」新設。

2027年より「技能実習」が「育成就労」へ。

出所：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（各年10月末時点）、総務省「労働力調査」（各年10月時点）より作成

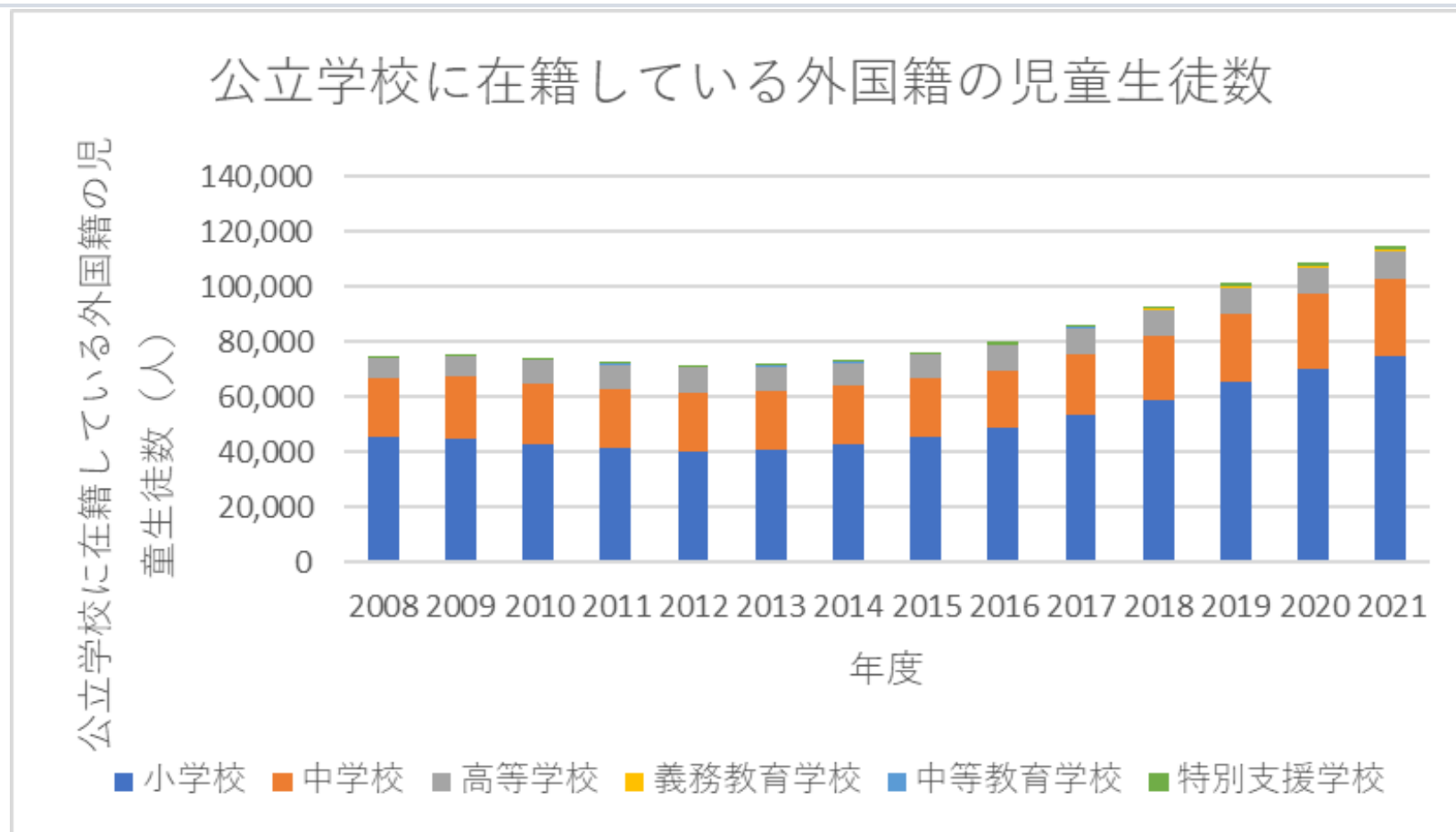
2. 国籍別（主要国）外国人登録者数の推移



*1 韓国・朝鮮は、2015年度統計からそれぞれ「韓国」、「朝鮮」と分けられた。本表では、2015年以降は韓国のみ数字としている。

出所：出入国管理庁「在留外国人統計」より作成（毎年12月時点）

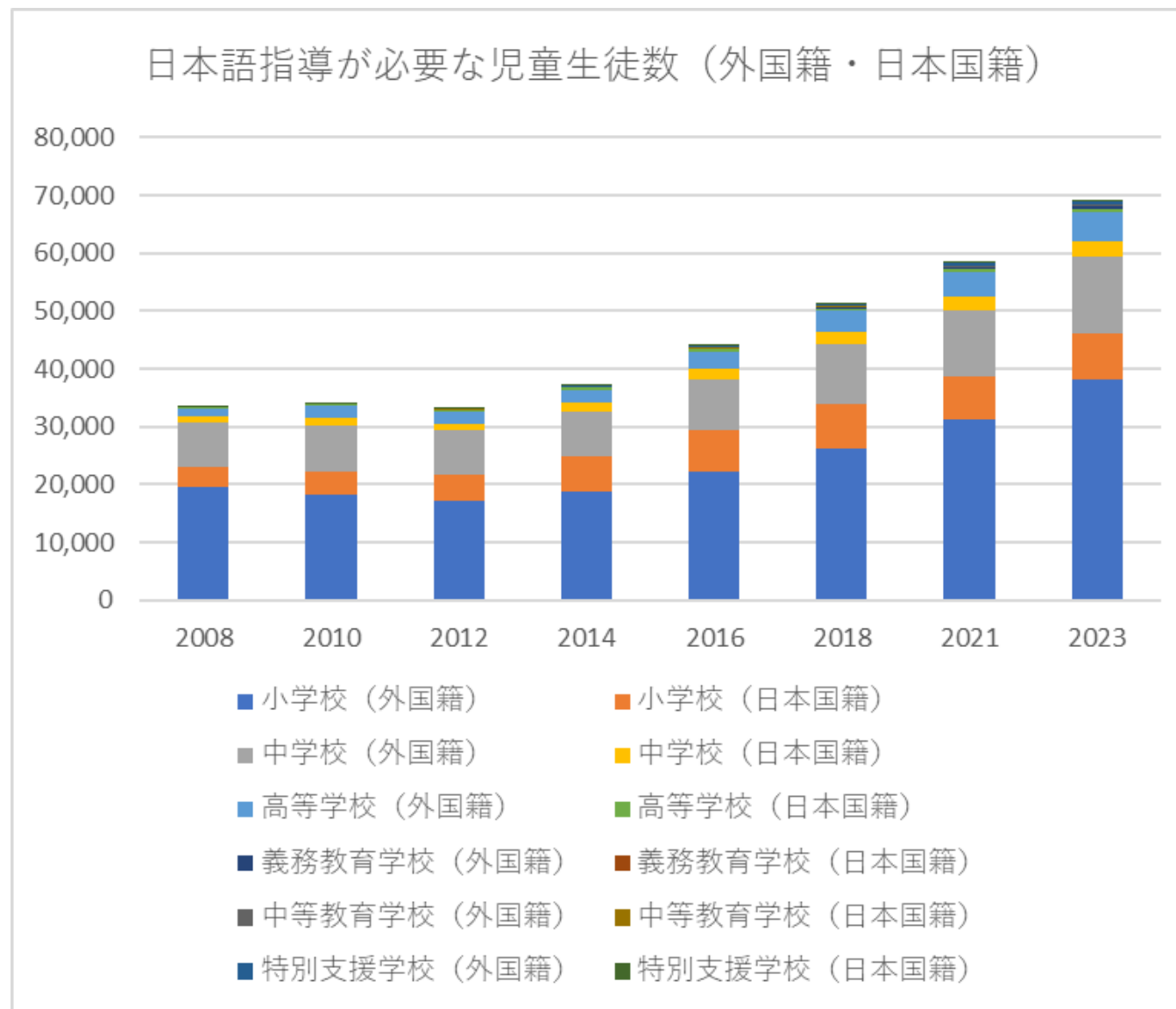
3. 公立学校に在籍している外国籍の児童生徒数



公立学校に在籍している外国籍の児童生徒は、2021年度に114,853人。

出所：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について (2023年1月)」より作成

4. 日本語指導が必要な児童生徒数

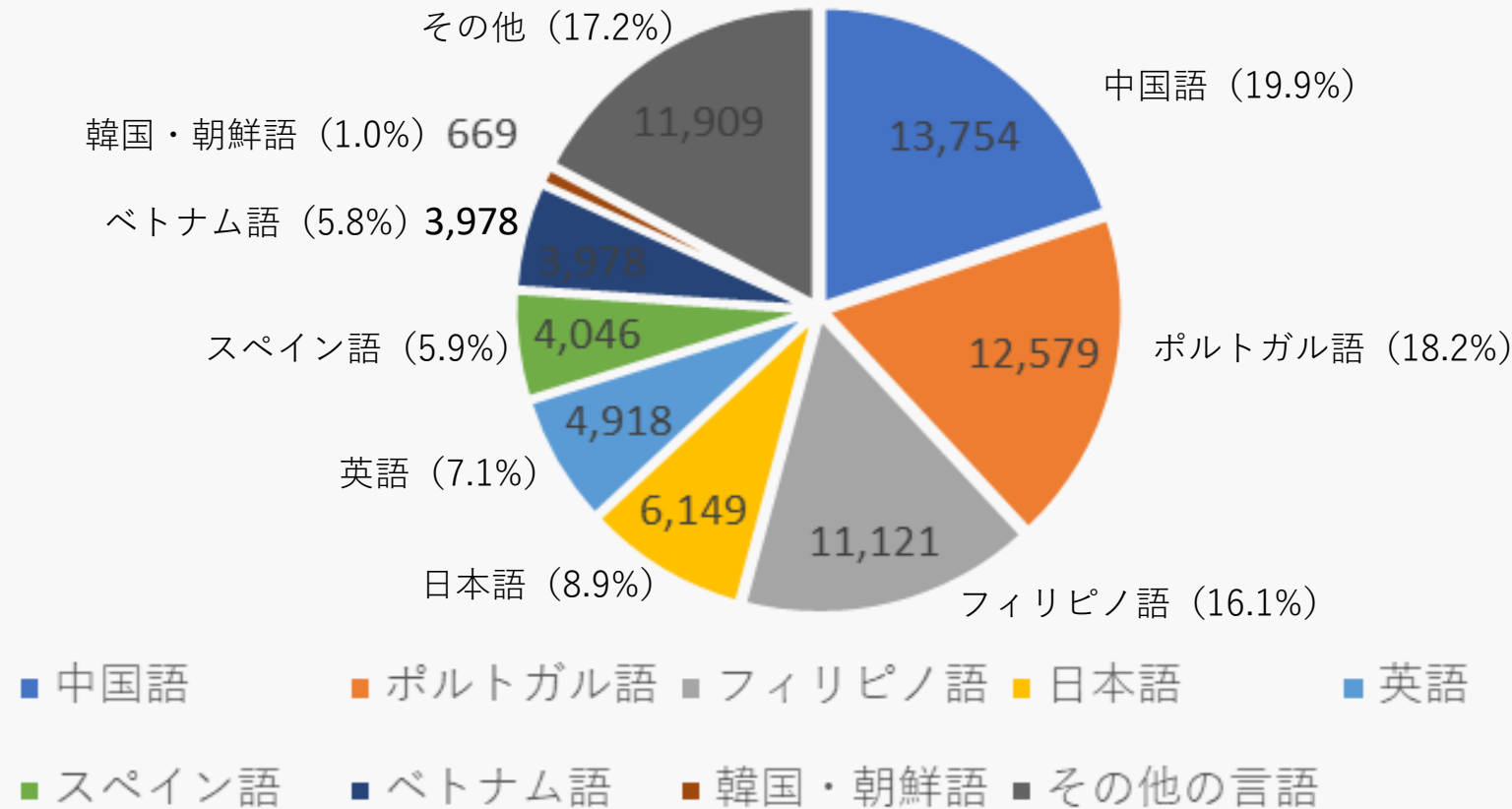


日本語指導が必要な児童生徒数は、2023年に小学校から特別支援学校合計で、外国籍の子どもが57,718人、日本国籍が11,405人であった。

出所：文部科学省「令和5年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果 結果の概要（令和6年8月）」より作成

5. 日本語指導が必要な児童生徒の言語別在籍状況

日本語指導が必要な児童生徒の言語別在籍状況



「その他」に記載された言語：タイ語、イタリア語、インドネシア語、ウクライナ語、ウルドゥー語、タガログ語、トルコ語、ネパール語、フランス語、ロシア語等

出所：文部科学省「令和5年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果 結果の概要（令和6年8月）」より作成

6. 日本語指導が必要な児童生徒への取り組み

- 外国籍住民が居住する市区町村の割合：1,896／1,916（99.0%）
- 日本語指導が必要な児童生徒（外国籍又は日本国籍いずれか）が在籍している市町村数：1,080市区町村（62.4%）（2023年1月公表の同統計では、878市区町村（45.7%））
- 日本語指導が必要な児童生徒のいる学校の割合（小学校～高校、特別支援学校を含む）：9,932校（28.3%）
- 日本語指導が必要な児童生徒等の受入に際して、指導体制を整備している自治体の割合：54.5%
 - 学校に配置した日本語指導担当教員や日本語の支援者、母語支援員による指導
 - 日本語指導の支援者や母語支援員による巡回指導
 - 初期日本語・適応指導教室や取り出し授業を行う拠点校の設置
 - 拠点校を設置し、担当教員が拠点校とそれ以外の学校へも巡回指導を行う
 - 教育委員会内に研修等のコーディネートを行う組織の設置
 - 日本語指導担当教員のいない学校においてICT等を活用した遠隔教育
 - その他

出所：法務省「在留外国人統計」（2023年12月）および文部科学省「令和5年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 結果の概要 令和6年8月）」

7. 国際移住者の抱える課題



政府



自治体



斡旋機関



監理組合



自治体
国際交流協会等



日本政府

送出国/移住者・難民出身国

1. 出発前

- (1) 就労内容や労働者の権利等の情報提供
- (2) 在留資格によって異なる渡航前研修

3. 残された家族の問題

- (1) 地域ぐるみの子どもや親のケア

4. 帰国後の再統合

- (1) 学んだ技術を生かす活躍
- (2) 年金、社会保険をポータブルに

受入国：日本

2. 到着後

- (1) 就労：責任ある雇用
- (2) 生活：地域ぐるみの相談・支援体制
- (3) 日本語学習支援の充実
- (4) 保健医療へのアクセス etc.

【定住が長期化していくと】

- (1) 子どもの教育支援
- (2) 母語・母文化の継承支援



フィリピン
CFOなど

事例：

- ①先輩送出国フィリピンの経験のインプット

例：斡旋料ゼロ、渡航前研修

②国内の実態調査

- ・国際交流協会の機能
- ・行政の支援策
- ・コミュニティの役割・可能性

③実証・モデルづくり

8. 笹川平和財団の取り組み (新人流時代の共生社会モデル構築)

- **目的**：定住型・還流型の人の移動が混在する新たな人流時代において、日本における官民の多様なアクターによる地域発の自助・共助のモデル構築をするとともに、アジア域内における移民送り出し国・受入れ国の連携を促進し、自助・共助モデルを他地域に波及することで、外国人住民・労働者を包摂する共生社会づくりに貢献する。
- **期間**：2022/4/1～2027/3/31
- **実施内容**
 1. 受入れ国実態調査と自助・共助の仕組みづくり
 2. 移住労働者送り出し国における課題解決・協力関係構築
 3. プラットフォーム強化・対話・政策提言

9. 集住地域の知見を非集住地域へ（1）

集住地域および一部の非集住地域で、既に先進的な取り組みが行われている。

- コーディネーション：関係者間のコーディネートとケースワーク
- 支援計画の作成と相談対応
- 生活
 - 行政が中心となった関係機関・支援者とのネットワーク構築
 - 地域住民・民間セクター主導によるリソースの確保・活用方法
- 日本語教育
 - 企業と自治体の連携による日本語教室
 - 当事者中心の、若者の居場所ともなる日本語教室
- 就労
 - 外国人労働者の受入における配慮：宗教的配慮等
 - 長期的な定着を促進する取り組み：コミュニケーションの取り方、多文化マネジメント、「自宅と会社の往復」だけでない地域との連携、キャリアプラン
 - ビジネスと人権

10. 集住地域の知見を非集住地域へ（２）

- 教育（小中学校では先進的取り組みが進んでいる）
 - 高校進学促進：特別入試枠の設置、進学ガイダンス、中高連携
 - 外国ルーツの生徒に対する日本語を含む学習支援と文化的多様性を発揮する機会の創出：多様な表現機会、日本人生徒と外国ルーツの生徒の学び合い
 - 卒業後のライフキャリアの構築と進学格差是正に向けた取り組み：地域社会との連携
- 保健とメンタルヘルス
 - 保健、メンタルヘルス、福祉と年金
- 防災
 - NPOによる被災者支援
 - 官民連携のまちづくり
- 日本人と外国ルーツの人々の協働にもとづくコミュニティ活動
 - 出身国別グループによる日本社会への定着支援
 - 日本人と外国ルーツの人々の協働にもとづくコミュニティ活動
- 大学生との連携
- 帰国後の再統合に向けた配慮

ありがとうございました。

外国人集住都市会議オンラインシンポジウム2024

育成就労制度の成立と これからの共生の在り方について 令和6年11月8日



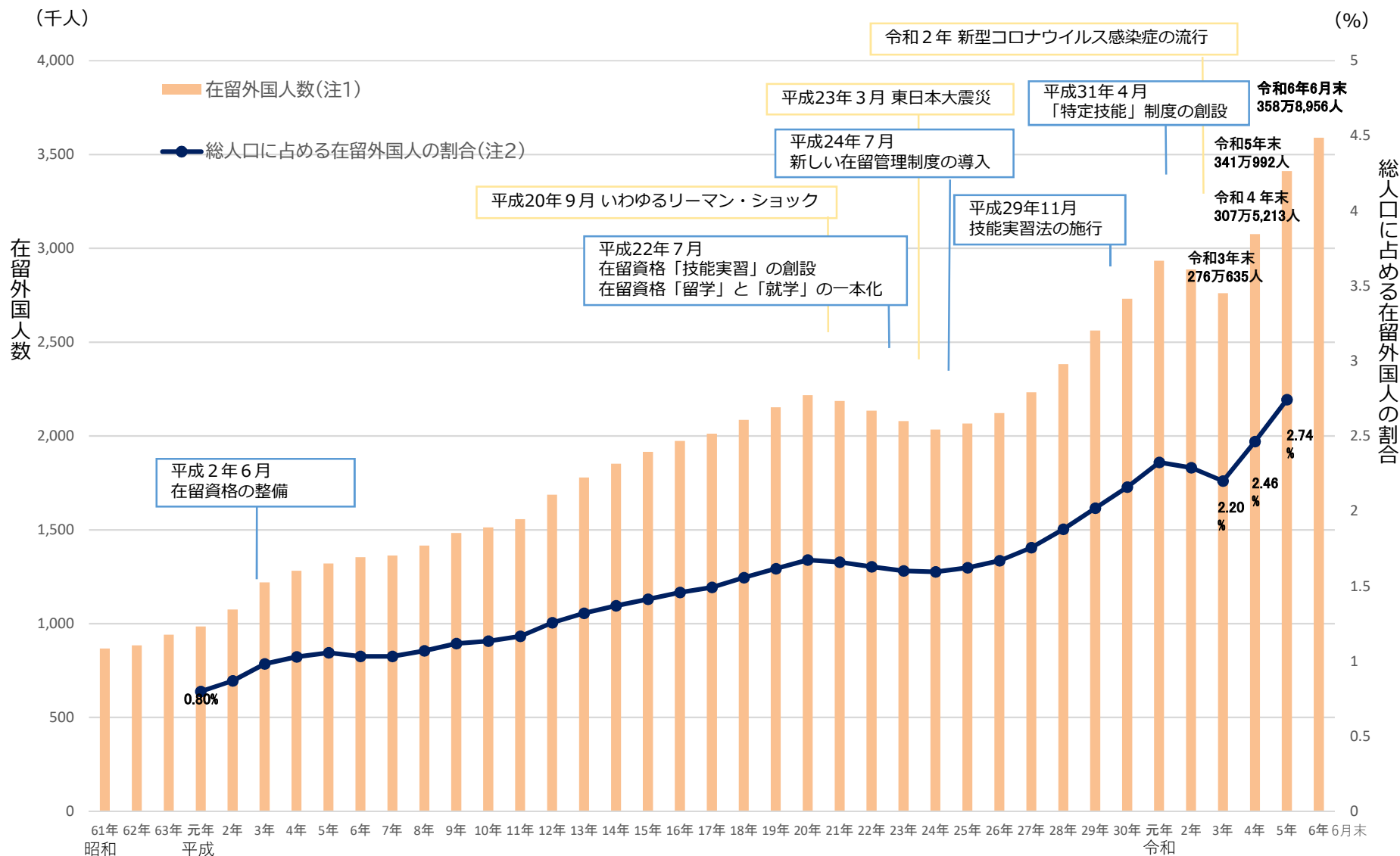
出入国在留管理庁マスコットキャラクター
「イミグー」

出入国在留管理庁

在留管理支援部長

福原 申子

在留外国人の増加



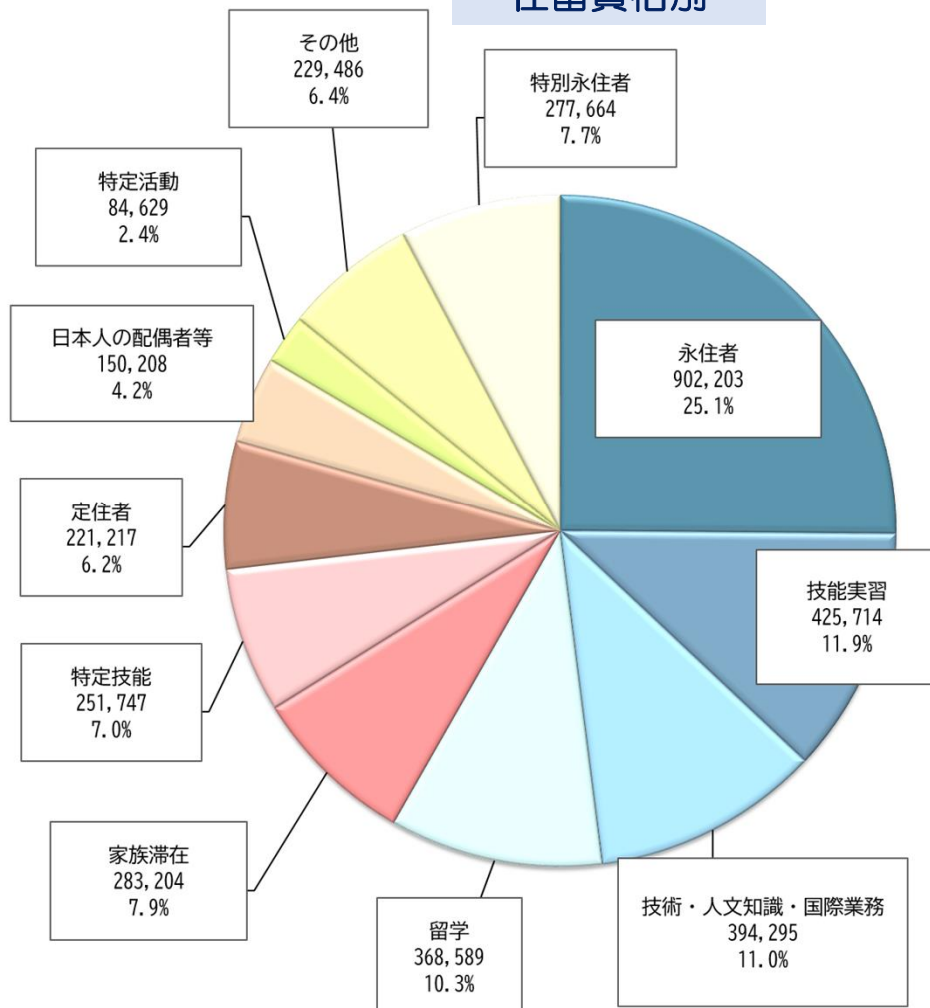
(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(令和5年までは各年12月末現在、令和6年は6月末現在)に基づく。

(注2) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

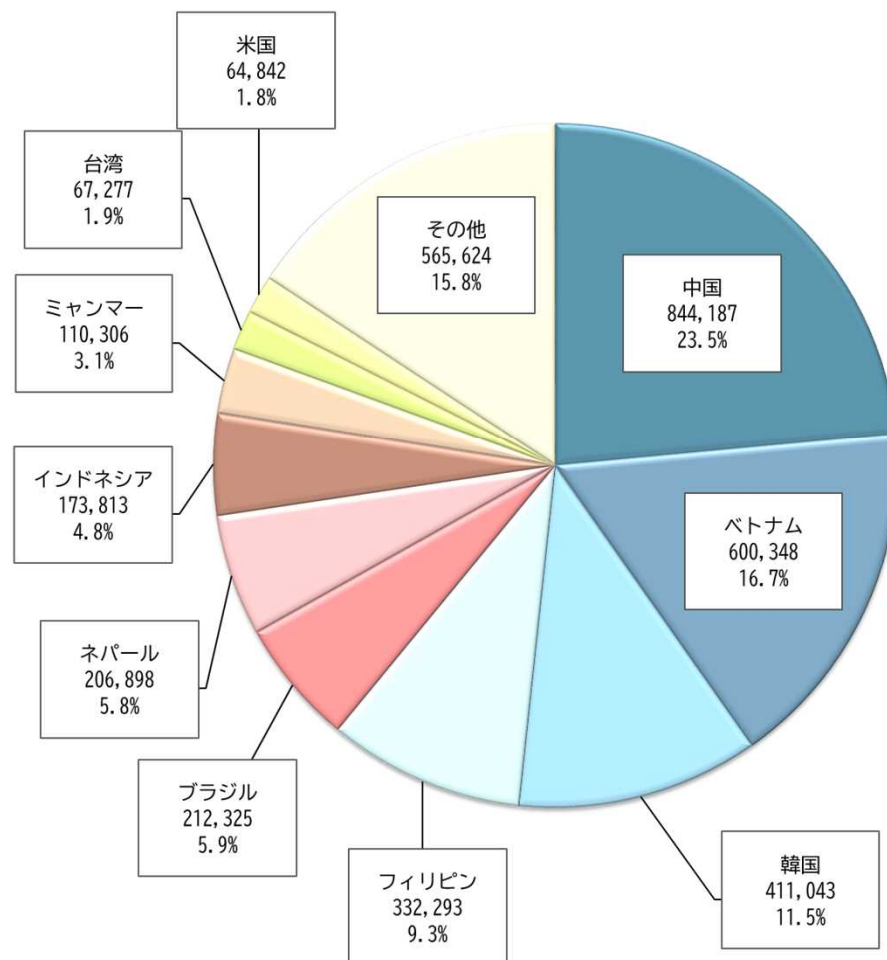
在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳（令和6年6月末）

在留外国人数（総数） 358万8,956人

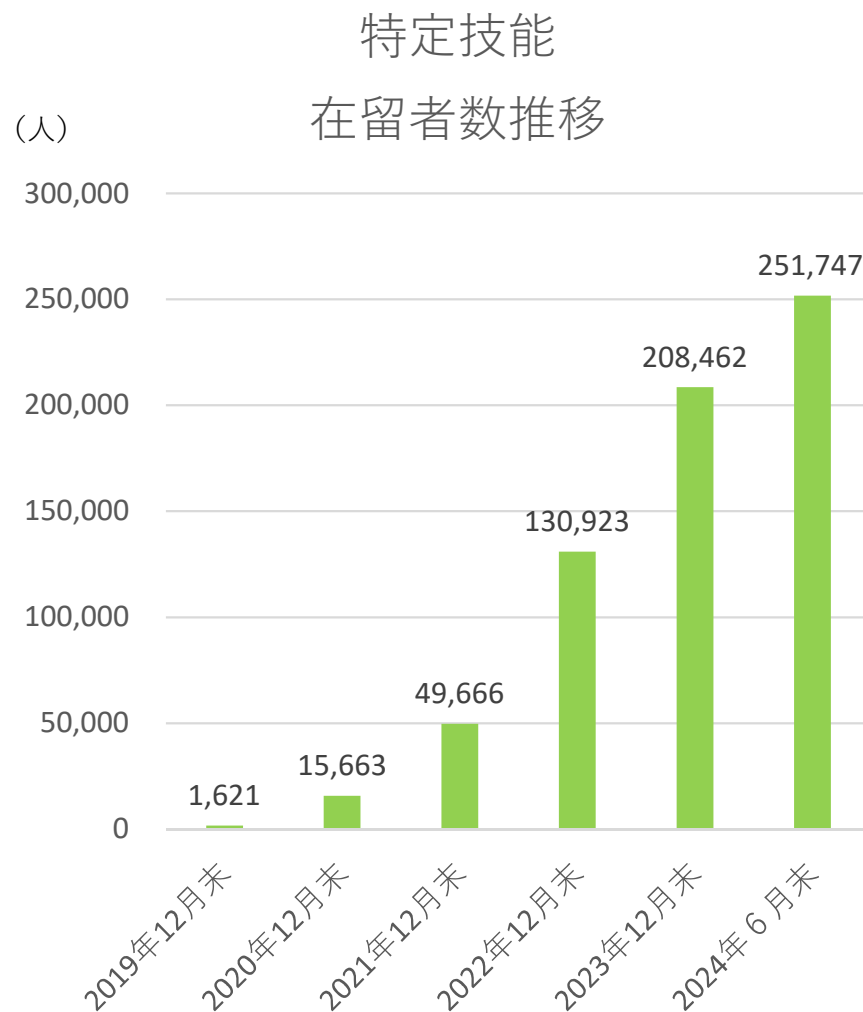
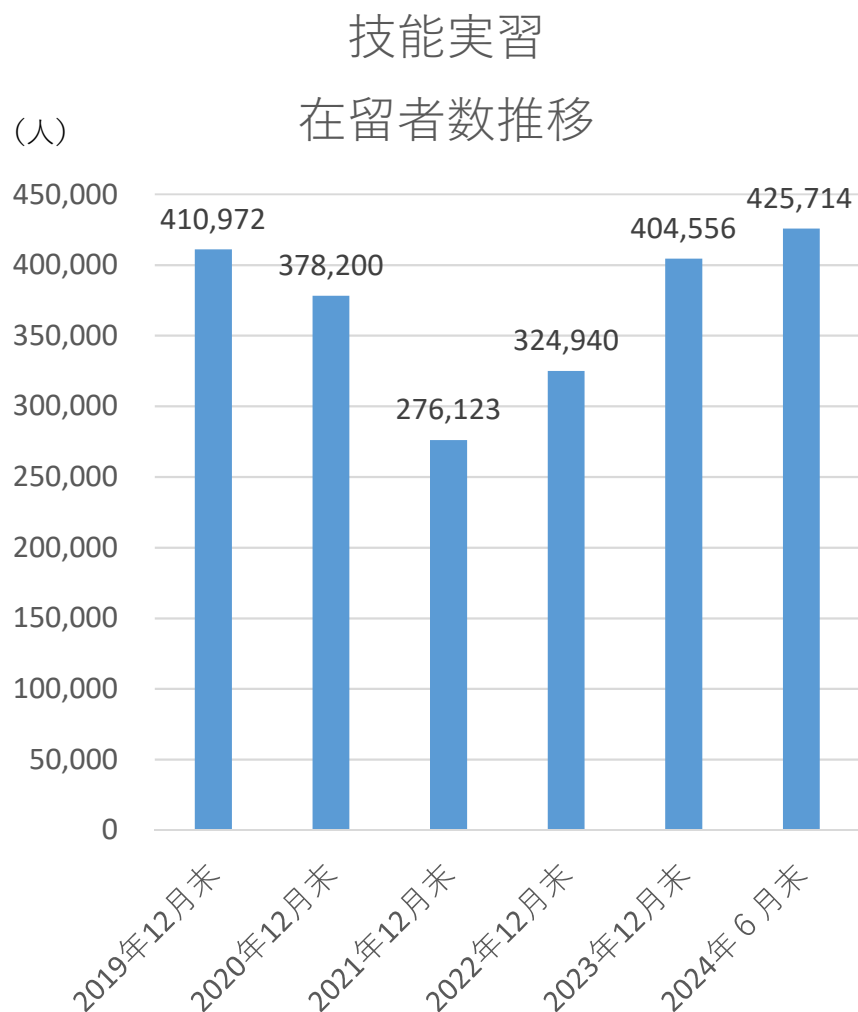
在留資格別



国籍・地域別



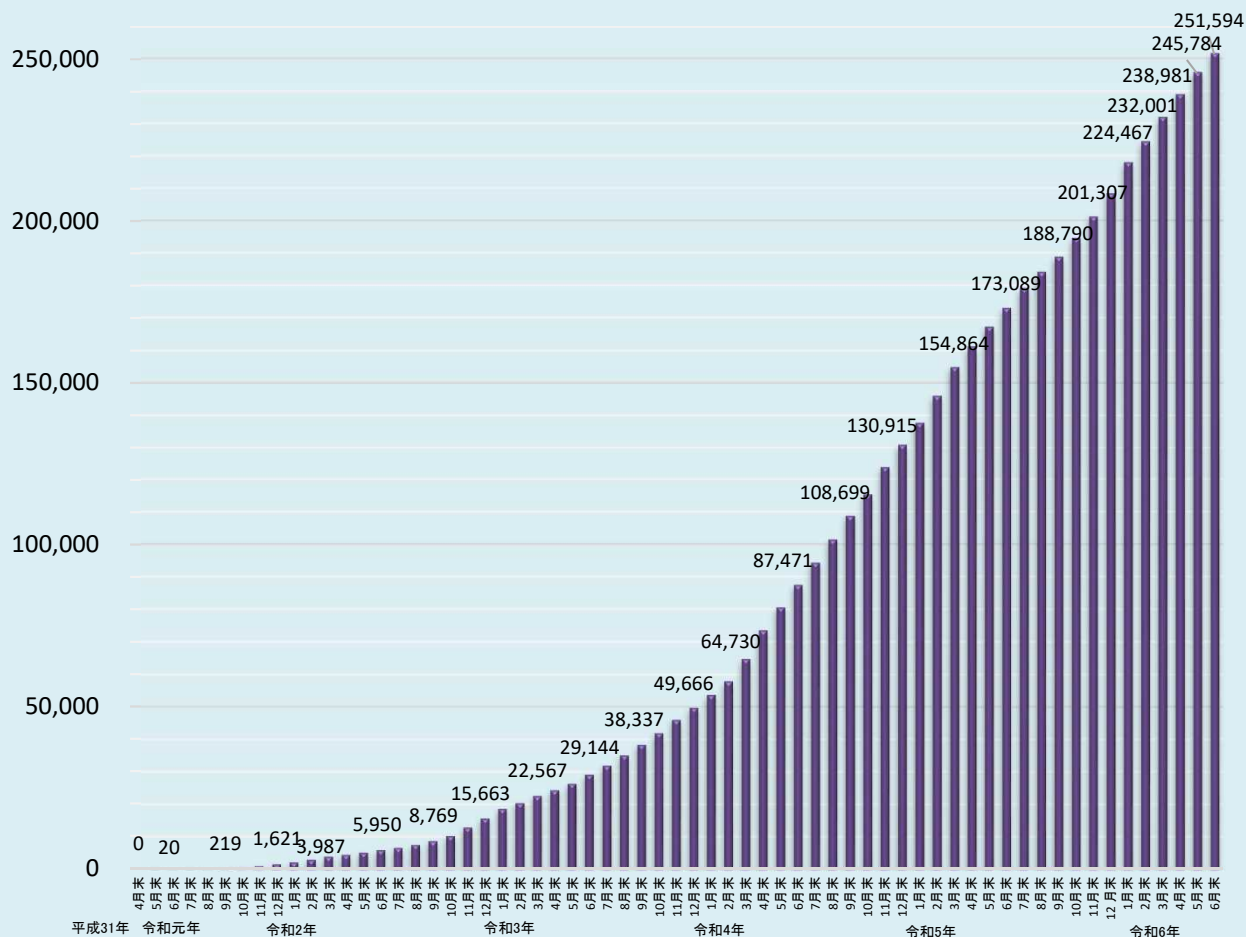
技能実習生・特定技能外国人 在留者数の推移



特定技能1号在留外国人数(令和6年6月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数

251,594人



分野	人数
介護	36,719人
ビルクリーニング	4,635人
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	44,044人
建設	31,853人
造船・船用工業	8,703人
自動車整備	2,858人
航空	959人
宿泊	492人
農業	27,786人
漁業	3,035人
飲食料品製造業	70,202人
外食業	20,308人

育成就労制度の概要



令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定**し、これを**受入れの上限数**として運用する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

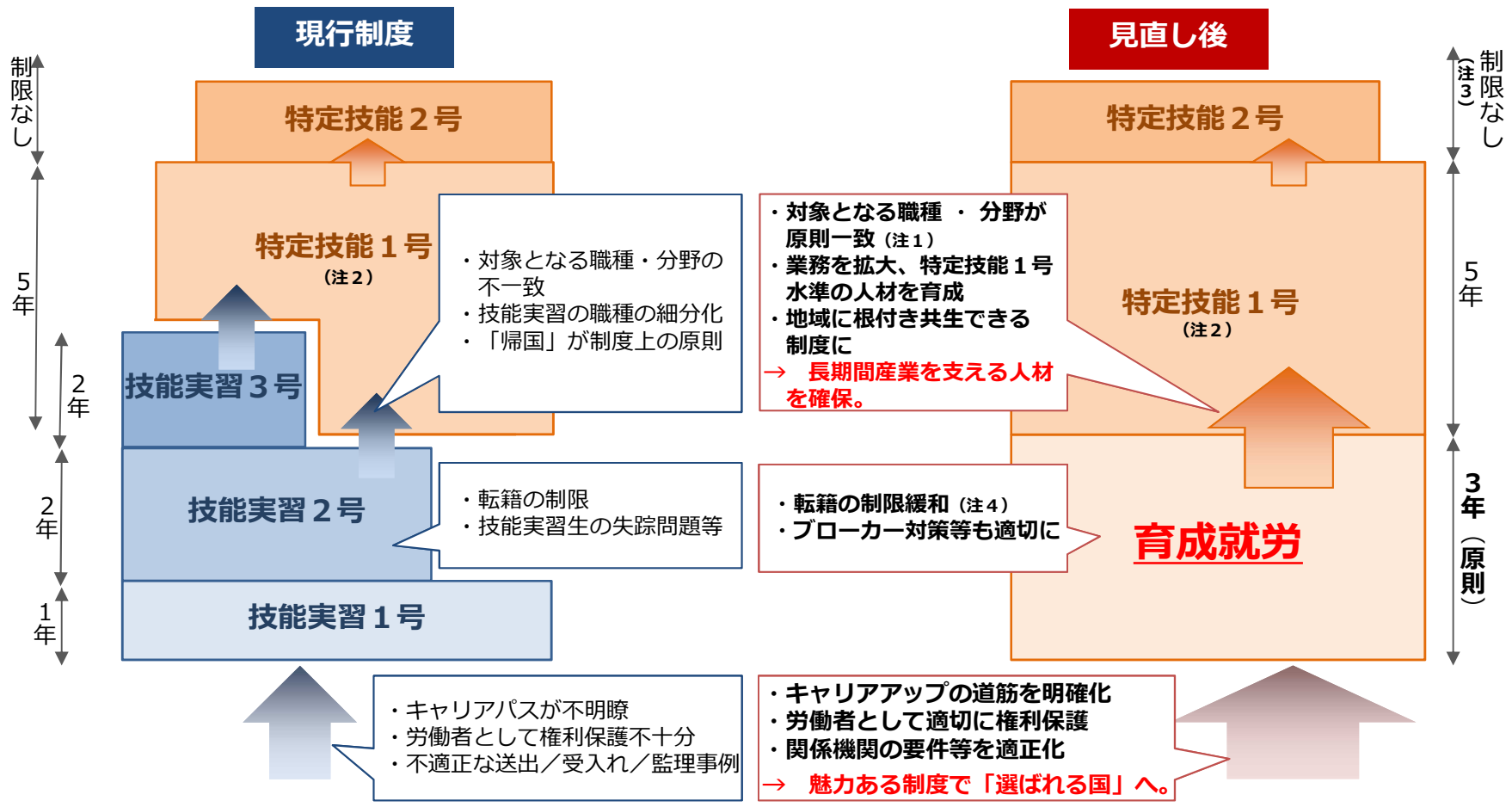
監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあつせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

育成就労制度の概要



令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定**し、これを**受入れの上限数**として運用する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあつせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出国に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

特定技能制度の受入れ見込数の再設定（令和6年3月29日閣議決定）

受入れ見込数の再設定

- 特定技能制度の運用に関する基本方針（閣議決定）において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定め、分野別運用方針（閣議決定）において、分野ごとの受入れ見込数を記載。
- 制度開始時に設定した、令和元年度から5年間の受入れ見込数の期限が、令和5年度末に到来。
- 令和6年3月29日、各分野の人手不足状況等を踏まえ、令和6年4月から5年間の受入れ見込数を設定（関係閣僚会議決定・閣議決定による分野別運用方針の変更）。

受入れ見込数の算出方法

- 各分野において、5年後（令和10年度）の産業需要等を踏まえ、以下の計算で算出。

$$\text{受入れ見込数} = \text{5年後の人手不足数} - (\text{生産性向上} + \text{国内人材確保})$$

令和6年4月からの受入れ見込数等

(人)

	介護	ビルクリーニング	工業製品製造業	建設	造船・船用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食物品製造業	外食業	自動車運送業	鉄道	林業	木材産業	合計
特定技能1号在留者数 (令和5年12月末現在：速報値)	28,400	3,520	40,069	24,433	7,514	2,519	632	401	23,861	2,669	61,095	13,312					208,425
制度開始時の受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500	9,000	34,000	53,000					345,150
令和5年度末までの受入れ見込数 (※1)	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200	36,500	6,300	87,200	30,500					345,150
令和6年4月から5年間の受入れ見込数 (※2)	135,000	37,000	173,300	80,000	36,000	10,000	4,400	23,000	78,000	17,000	139,000	53,000	24,500	3,800	1,000	5,000	820,000

※1 コロナ禍の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえ、令和4年8月に見直した受入れ見込数。

※2 受入れ見込数が増加することを踏まえ、受入れ機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与することが当該機関の責務であること等を明記（基本方針に追記）。

特定技能2号在留外国人数(令和6年6月末現在:速報値)



分野	人数
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	23人
建設	66人
造船・船用工業	23人
農業	21人
飲食料品製造業	11人
外食業	9人

(注)「特定技能2号」の在留資格は令和4年4月に初めて許可。

特定技能制度運用状況

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和6年6月末現在)(速報値)(注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)			合格者数(人)								
		令和6年6月末			令和6年6月末			令和5年12月末			令和5年6月末		
介護(注2)	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・ インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	118,234	特定技能1号	118,234	87,371	特定技能1号	87,371	72,018	特定技能1号	72,018	56,138	特定技能1号	56,138
	特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号			
ビルクリーニング	国内・海外5か国 フィリピン・カンボジア・ インドネシア・ミャンマー・タイ	10,859	特定技能1号	10,829	9,104	特定技能1号	9,101	6,340	特定技能1号	6,340	3,749	特定技能1号	3,749
	特定技能2号		30	特定技能2号		3	特定技能2号		0	特定技能2号		0	
素形材・産業機械・ 電気電子情報関連 製造業	国内・海外4か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・タイ	6,640	特定技能1号	6,016	1,272	特定技能1号	947	1,070	特定技能1号	913	829	特定技能1号	829
	特定技能2号		624	特定技能2号		325	特定技能2号		157	特定技能2号		0	
建設	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・ インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	5,753	特定技能1号	4,490	1,973	特定技能1号	1,853	1,581	特定技能1号	1,581	1,275	特定技能1号	1,275
	特定技能2号		1,263	特定技能2号		120	特定技能2号		0	特定技能2号		0	
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	324	特定技能1号	233	299	特定技能1号	214	249	特定技能1号	197	160	特定技能1号	160
	特定技能2号		91	特定技能2号		85	特定技能2号		52	特定技能2号		0	
自動車整備	国内・海外2か国 フィリピン・ベトナム	4,924	特定技能1号	4,924	3,365	特定技能1号	3,365	2,543	特定技能1号	2,543	1,918	特定技能1号	1,918
	特定技能2号		0	特定技能2号		0	特定技能2号		0	特定技能2号		0	
航空	国内・海外5か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ モンゴル・スリランカ	4,850	特定技能1号	4,850	3,066	特定技能1号	3,066	2,240	特定技能1号	2,240	1,530	特定技能1号	1,530
	特定技能2号		0	特定技能2号		0	特定技能2号		0	特定技能2号		0	
宿泊	国内・海外7か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ミャンマー・ ベトナム・スリランカ・インド	12,632	特定技能1号	12,599	6,698	特定技能1号	6,694	5,217	特定技能1号	5,217	4,644	特定技能1号	4,644
	特定技能2号		33	特定技能2号		4	特定技能2号		0	特定技能2号		0	
農業	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・ インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	64,516	特定技能1号	63,890	56,743	特定技能1号	56,555	49,114	特定技能1号	49,102	37,645	特定技能1号	37,645
	特定技能2号		626	特定技能2号		188	特定技能2号		12	特定技能2号		0	
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	2,310	特定技能1号	2,310	1,403	特定技能1号	1,403	1,107	特定技能1号	1,107	732	特定技能1号	732
	特定技能2号		0	特定技能2号		0	特定技能2号		0	特定技能2号		0	
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	99,823	特定技能1号	99,415	68,861	特定技能1号	68,713	58,892	特定技能1号	58,892	49,227	特定技能1号	49,227
	特定技能2号		408	特定技能2号		148	特定技能2号		0	特定技能2号		0	
外食業	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ ミャンマー・タイ・スリランカ	106,181	特定技能1号	105,889	71,728	特定技能1号	71,615	56,749	特定技能1号	56,749	39,432	特定技能1号	39,432
	特定技能2号		292	特定技能2号		113	特定技能2号		0	特定技能2号		0	
合計		437,046	特定技能1号	433,679	311,883	特定技能1号	310,897	257,120	特定技能1号	256,899	197,279	特定技能1号	197,279
			特定技能2号	3,367		特定技能2号	986		特定技能2号	221		特定技能2号	0

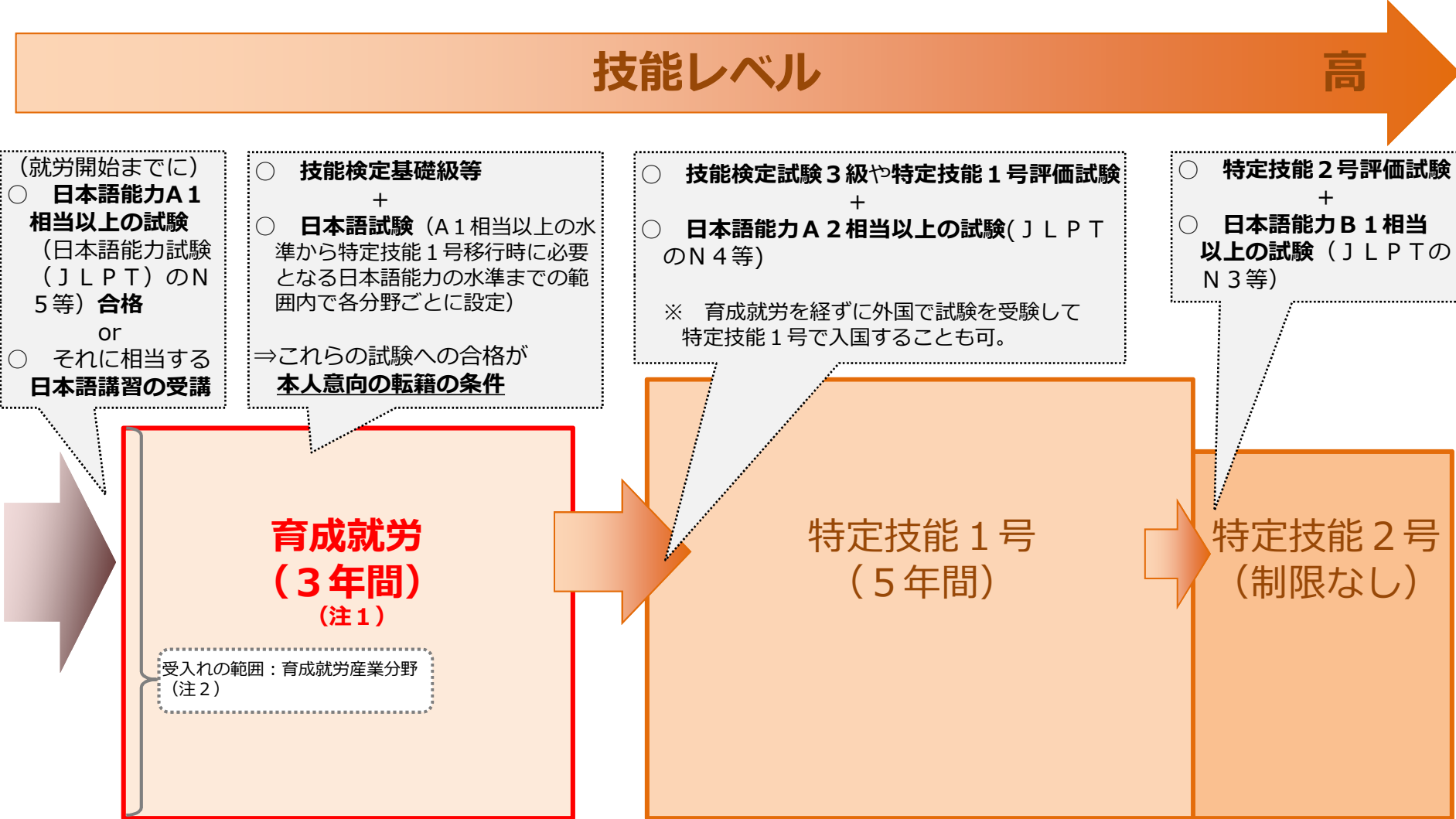
日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)		合格者数(人)	
		令和6年6月末		令和6年6月末		令和5年12月末	令和5年6月末
日本語基礎テスト (JFT Basio)	国内・海外11か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・スリランカ・インド・ ウズベキスタン・バングラデシュ	205,964		86,726		73,055	49,119

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和6年6月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している。

(注2) 介護分野の介護日本語評価試験については、受験者数及び合格者数に計上していない。

(注3) 令和6年6月末現在、特定技能2号の試験については国内のみで実施。

(注4) 令和6年3月29日、閣議決定により追加が決定された「自動車運送業」、「鉄道」、「林業」及び「木材産業」の4分野の試験については、令和6年6月末現在実施に向けて整備中。



(注 1) 特定技能 1 号の試験不合格となった者には再受験のための最長 1 年の在留継続を認める。

(注 2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について

両制度の在り方については、有識者会議最終報告書を踏まえ、共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方や中小零細企業における人材確保にも留意しつつ、以下の方針で検討を進める。

- 1 総論
- 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設。
 - 企業単独型技能実習のうち、育成就労制度とは趣旨・目的を異にするものの引き続き実施する意義のあるものは、別の枠組みで受入れを検討。
 - 特定技能制度については、適正化を図った上で存続。
- 2 外国人の人材確保
- (1) 受入れ対象分野
- 「特定産業分野」に限定して設定。
 - 技能実習2号対象職種のうち、特定産業分野があるものは原則受入れ対象分野として認める方向で検討。技能実習が行われている職種のうち、対応する特定産業分野がないものは、現行制度が当該職種に係る分野において果たしてきた人材確保の機能の実態を確認した上で、特定産業分野への追加を検討。
- (2) 受入れ見込数
- 対象分野ごとに受入れ見込数を設定し、受入れ上限数として運用。
- (3) 設定の在り方
- 有識者・労使団体等で構成する新たな会議体の意見を踏まえて政府が判断。
- (4) 地域の特性等を踏まえた人材確保
- 自治体が地域協議会に積極的に参画し、受入れ環境整備等に取り組む。
 - 季節性のある分野で、業務の実情に応じた受入れ形態等を検討。

- 3 外国人の人材育成
- (1) 人材育成の在り方
- 基本的に3年間の就労を通じた育成期間において特定技能1号の技能水準の人材を育成。業務区分の中で主たる技能を定め、計画的に育成・評価。
- (2) 人材育成の評価方法
- 以下の試験合格等を要件とする。
 - ①就労開始前 日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講
 - ※受入れ機関は1年経過時までと同試験（ただし、既に合格している場合を除く。）及び技能検定試験基礎級等を受験させる。
 - ※日本語能力に関しては現行の取扱いを踏まえ各分野でより高い水準を設定可。以下同じ。
 - ②特定技能1号移行時 技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格日本語能力A2相当以上の試験（N4等）合格
 - ※試験等に不合格となった者について、最長1年の在留継続を認める。
 - ③特定技能2号移行時 特定技能2号評価試験合格／日本語能力B1相当以上の試験（N3等）合格
- (3) 日本語能力の向上方策
- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の仕組みを活用するとともに、受入れ機関が支援に積極的に取り組むためのインセンティブを設ける。
 - A1相当からA2相当までの範囲内で設定される水準の試験を含む新たな試験の導入や受験機会の確保の方策を検討するとともに、日本語教材の開発等、母国における受験準備のための日本語学習支援の実施等を進める。

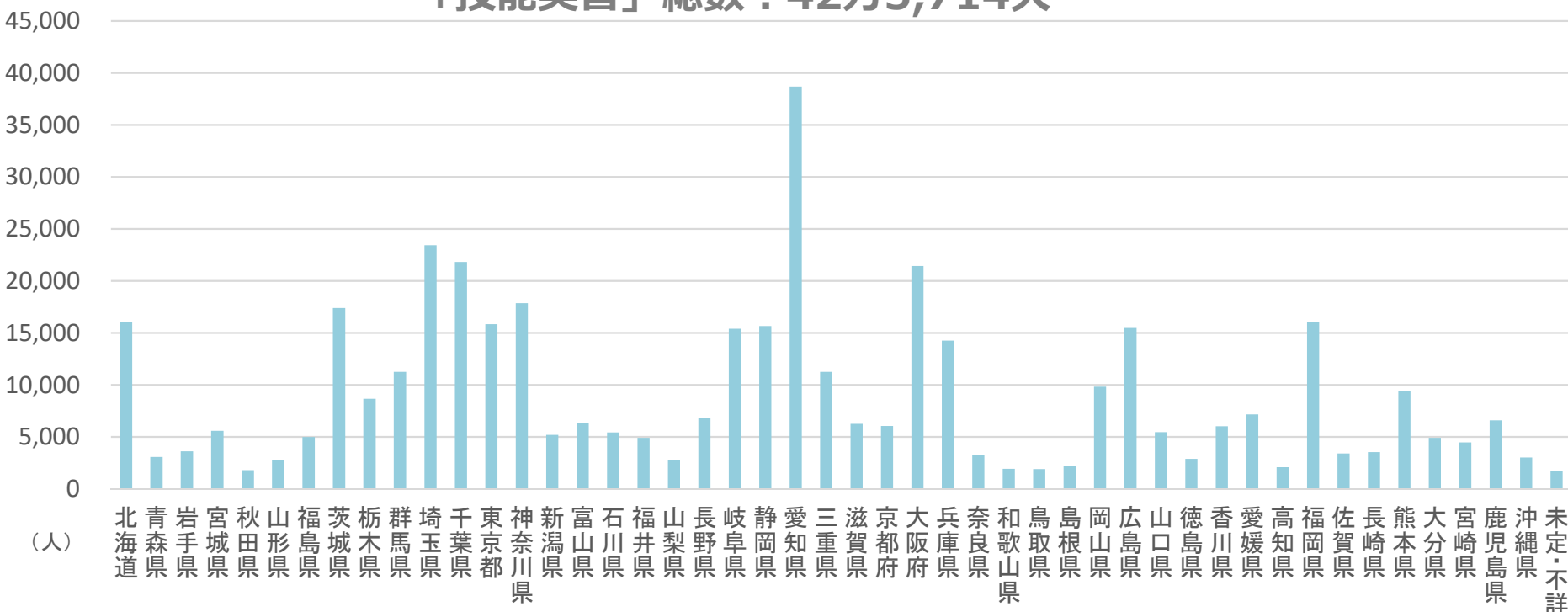
- 4 外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上
- (1) 「やむを得ない事情がある場合」の転籍
- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに手続を柔軟化。現行制度下においても速やかに運用改善を図る。
- (2) 本人の意向による転籍
- （1）の場合以外は、3年間一つの受入れ機関での就労が効果的であり望ましいものの、以下を満たす場合に同一業務区分内に限り本人意向による転籍を認める。
 - ア 同一の機関において就労した期間が一定の期間（注1）を超えている
 - イ 技能検定試験基礎級等・一定水準以上の日本語能力に係る試験に合格（注2）
 - ウ 転籍先が、適切であると認められる一定の要件を満たす
 - （注1） 当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ、分野ごとに1年～2年の範囲内で設定。人材育成の観点から踏まえた上で1年とすることを目指しつつも、1年を超える期間を設定する場合、1年経過後は、昇給その他待遇の向上等を図るための仕組みを検討。
 - （注2） 各分野で、日本語能力A1相当の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で設定。
 - 転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等について、転籍前の受入れ機関が正当な補填を受けられるようにするための仕組みを検討。
 - 転籍の仲介状況等に係る情報を把握。不法就労助長罪の法定刑を引き上げ適切な取締りを行う。当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めない。

- 5 関係機関の在り方
- (1) 監理支援機関・登録支援機関
- 監理団体（監理支援機関）について、受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限、外部監査人の設置の義務化等により独立性・中立性を担保。
 - 特定技能外国人の支援業務の委託先を登録支援機関に限定。
- (2) 受入れ機関
- 受入れ機関の要件を適正化。適正な受入れに必要な方策を講ずる。
- (3) 送出機関
- 二国間取決め（MOC）を新たに作成し、悪質な送出機関排除に向けた取組を強化するとともに、原則として、MOC作成国からのみ受入れ。
 - 手数料等の情報の透明性を高めるとともに、手数料等を受入れ機関と外国人が適切に分担するための仕組みを導入し、外国人の負担軽減を図る。
- (4) 外国人育成就労機構
- 外国人技能実習機構を外国人育成就労機構に改組、特定技能外国人への相談援助業務も行わせるとともに、監督指導機能や支援・保護機能を強化。

- 6 その他
- 制度所管省庁は、制度全体の適正な運用の上で中心的な役割を果たす。
 - 業所管省庁は、必要な受入れ環境整備等に資する取組を行う。
 - 人権侵害行為に対しては現行制度下でも迅速に対処。
 - 移行期間を確保し丁寧な事前広報を行い、必要な経過措置を設ける。
 - 新制度の施行後も制度の運用状況について不断の検証と必要な見直しを行う。
 - 永住許可制度を適正化。

「技能実習」の都道府県別在留者数（令和6年6月末現在）

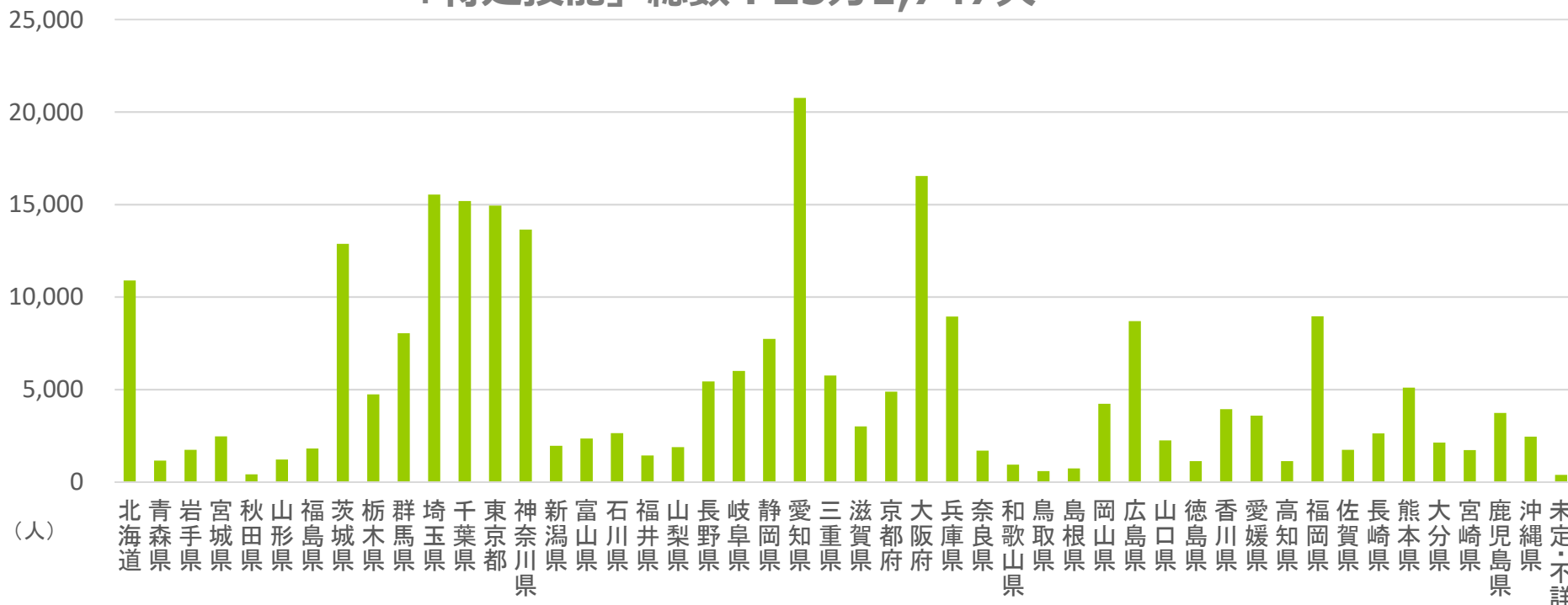
「技能実習」総数：42万5,714人



北海道	宮城県	福島県	群馬県	東京都	富山県	山梨県	静岡県	滋賀県	兵庫県	鳥取県	広島県	香川県	福岡県	熊本県	鹿児島県
16,075	5,569	4,980	11,260	15,832	6,307	2,756	15,663	6,250	14,242	1,908	15,480	6,026	16,039	9,438	6,589
3.8%	1.3%	1.2%	2.6%	3.7%	1.5%	0.6%	3.7%	1.5%	3.3%	0.4%	3.6%	1.4%	3.8%	2.2%	1.5%
青森県	秋田県	茨城県	埼玉県	神奈川県	石川県	長野県	愛知県	京都府	奈良県	島根県	山口県	愛媛県	佐賀県	大分県	沖縄県
3,076	1,789	17,398	23,419	17,848	5,430	6,829	38,686	6,051	3,243	2,192	5,452	7,167	3,406	4,909	3,014
0.7%	0.4%	4.1%	5.5%	4.2%	1.3%	1.6%	9.1%	1.4%	0.8%	0.5%	1.3%	1.7%	0.8%	1.2%	0.7%
岩手県	山形県	栃木県	千葉県	新潟県	福井県	岐阜県	三重県	大阪府	和歌山県	岡山県	徳島県	高知県	長崎県	宮崎県	未定・不詳
3,596	2,785	8,653	21,806	5,178	4,892	15,386	11,238	21,433	1,926	9,826	2,892	2,088	3,540	4,468	1,684
0.8%	0.7%	2.0%	5.1%	1.2%	1.1%	3.6%	2.6%	5.0%	0.5%	2.3%	0.7%	0.5%	0.8%	1.0%	0.4%

「特定技能」の都道府県別在留者数（令和6年6月末現在）

「特定技能」総数：25万1,747人



北海道	宮城県	福島県	群馬県	東京都	富山県	山梨県	静岡県	滋賀県	兵庫県	鳥取県	広島県	香川県	福岡県	熊本県	鹿児島県
10,895	2,465	1,808	8,043	14,933	2,355	1,889	7,736	3,006	8,947	595	8,691	3,934	8,963	5,098	3,728
4.3%	1.0%	0.7%	3.2%	5.9%	0.9%	0.8%	3.1%	1.2%	3.6%	0.2%	3.5%	1.6%	3.6%	2.0%	1.5%
青森県	秋田県	茨城県	埼玉県	神奈川県	石川県	長野県	愛知県	京都府	奈良県	島根県	山口県	愛媛県	佐賀県	大分県	沖縄県
1,154	412	12,874	15,532	13,649	2,644	5,431	20,761	4,879	1,691	735	2,255	3,585	1,736	2,136	2,451
0.5%	0.2%	5.1%	6.2%	5.4%	1.1%	2.2%	8.2%	1.9%	0.7%	0.3%	0.9%	1.4%	0.7%	0.8%	1.0%
岩手県	山形県	栃木県	千葉県	新潟県	福井県	岐阜県	三重県	大阪府	和歌山県	岡山県	徳島県	高知県	長崎県	宮崎県	未定・不詳
1,734	1,218	4,735	15,185	1,957	1,441	6,004	5,755	16,543	936	4,231	1,124	1,135	2,631	1,728	379
0.7%	0.5%	1.9%	6.0%	0.8%	0.6%	2.4%	2.3%	6.6%	0.4%	1.7%	0.4%	0.5%	1.0%	0.7%	0.2%

美濃工業株式会社

【所在地】 中部地方 【従業員数】 830人 【分野】 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業

外国人の受入状況：2022年7月現在

- 特定技能1号のタイ人78名、フィリピン人3名を受入れ中。
- その他の外国籍社員が14名（国籍はタイ、中国、ベトナム等）、技能実習生が67名（国籍はタイ）。

▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 業務拡大の中で人手を必要としているが、なかなか日本人の技能工が採用できず、特定技能の人材を充てていきたいと考えている。
- 特定技能の終了後に自社の海外拠点で働いてくれることにも期待している。

▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 特定技能外国人材は、自社での技能実習2号修了者を採用した（在留資格切替と一度帰国した方の再来日）。
- また、外国籍の正社員として、①日本の大学留学経験者を採用すると共に、②日本人と結婚した元技能実習生等を採用し、特定技能外国人材と一緒に働いてもらうことにより、外国人同士の良い関係性が構築できるように工夫している。



鋳造工程（メイン業務）



加工検査工程（付随作業）

▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 日本語能力の高い特定技能外国人材が作業要領書をタイ語へ翻訳すると共に、業務上のマニュアルもタイ語で整備している。
- 技能実習生と特定技能外国人材をはじめ、外国人をラインに混在させることにより、外国人同士で技能伝承ができるようになっている。
- 日本に不慣れな技能実習生が体調不良になったときには、特定技能外国人材が親身になって付き添い等をしてきている。
- 社内外の行事にも、分け隔てなく積極的な参加を促し、社内運動会や社員旅行、地域のお祭り等で交流を図っている。



タイ語作業要領書



運動会（ミノリンピック）、地域の夏祭りへの参加

▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Aさん：日本人は皆優しく、会社のイベントも多く、仕事もプライベートも充実しています。
- Bさん：日本に来るまではとても不安でしたが、先輩や上司が丁寧に教えてくれたので、今では頼りにされていてうれしいです。

株式会社府中テンパール

【所在地】中国地方 【従業員数】166人 【分野】素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業

外国人の受入状況：2022年7月現在

- 特定技能1号のベトナム人、5名を受入れ中（1名申請中）。
- その他、技能実習生が10名（国籍はベトナム・ミャンマー）。

▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 国籍問わず、また在留資格を問わず人材が財産だと考えており、個々の成長を願い、技能実習生の受入れを継続してきた。
- 単純業務でもなく、極めて高い技術やスキルがなければできない業務でもないような、中間技能の業務を担える人材が不足。技能実習を当社で3年間経験し、関係性も築けている技能実習生を特定技能1号として再度受け入れたいという思いを持っていた。

▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 自社で技能実習2号修了者を採用（一度帰国した後に再来日）。技能実習修了者の中から特に即戦力として期待したい人材について、特定技能1号への在留資格変更を行った。
- また、技能実習受入れ時点で、必ず社長が現地で面接を実施。受入れを決めた実習生には、働くことを通して社会に貢献する喜びや、これまで育ててくれた親への感謝を実感してもらうため、ベトナム現地の孤児院に行くことにしている。
- 特定技能1号として受け入れるにあたっては、本人の保護者にも会いに行き、お子さんがこれからさらに最長5年間、日本で働くことについての意思確認と同意の場を持つようにしている。
- 登録支援機関は利用していない。20年以上の技能実習生の受入れ経験から、外国人受入れに係るノウハウが相当蓄積しているためである。

▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 地域の清掃活動や、お祭りへの参加、社内イベントの企画・運営等、企業内外の活動にも積極的に関わってもらっている。特に、少子高齢化により地域のお祭りが存続危機になっていたが、町内会から相談を受け、10年前から実習生たちが参加し、盛り上げている。
- 日本語能力向上のため、毎年7月と12月に実施される日本語能力試験を受験する技能実習生、特定技能外国人材を対象に、試験の2～3カ月前から、N2・N3にクラス分けをして、週2～3回の日本語勉強会を開催している（周辺の他社に在籍する技能実習生等も参加）。
- 日本人職員と同様、給与の支払い時には、明細と一緒に、社長から労いの気持ちを書いたメッセージを日本語、母国語で添えて、お礼を伝えている。



お祭りへの参加



社内での日本語勉強会



メッセージ付の給与明細

▶ 特定技能外国人材 本人の声

- 日本に来たころは苦労ばかりでしたが、仕事をして自分が強くなり、家族を助けていることに気づくことができました。仕事に慣れてきた今、次の目標は、より速く良い製品を作れるようになることです。
- 日本人の考え方やマナー、サービス等も学んでベトナムに持ち帰りたいです。日本に来て、自分が思っていた能力以上のことができるようになって成長できたと感じます。

育成就労制度の概要



令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定**し、これを**受入れの上限数**として運用する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあつせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。**

特定技能制度における受入れ機関の共生社会作りへの取組

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（令和6年3月29日一部変更）

（１）特定技能所属機関の責務

特定技能所属機関は、出入国管理関係法令・労働関係法令・社会保険関係法令等を遵守することはもとより（略）本制度により受け入れる外国人の安定的かつ円滑な在留活動を確保するとともに、**地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する**責務がある。

（２）１号特定技能外国人支援

ア １号特定技能外属機関又は登録支援機関が支援の実施主体となり、**地域の外国人との共生に係る取組も踏まえつつ**、１号特定技能外国人国人支援は、特定技能所支援計画に基づき、これを行う。

経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）抜粋

４．スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

（２）海外活力の取り込み

（外国人材の受入れ）

（略）育成就労制度については、必要な体制整備、受入れ見込数・対象分野の設定、監理支援機関等の要件厳格化に関する方針の具体化等を行う。**特定技能制度については、受入れ企業と地方公共団体との連携の強化を含め、適正化を図る。**最低賃金及び同一労働同一賃金の遵守の徹底等を通じて、適正な労働環境を確保する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和６年度改訂）抜粋

４ 外国人材の円滑かつ適正な受入れ

（２）具体的施策

イ 育成就労制度及び特定技能制度の円滑な運用に向けた取組等

（略）特定技能制度については、新規分野等の追加を踏まえ、制度所管省庁及び分野所管省庁において、技能試験の整備、周知活動等、特定技能外国人の円滑な受入れに向けて、制度を適切に整備・運用するとともに、今後の特定技能制度における受入れ見込数や受入れ対象分野の設定・変更については、育成就労制度との関係性を踏まえつつ、適切な検討を行う。

また、引き続き我が国に在留する特定技能外国人数が増加することが想定されるところ、**特定技能外国人の受入れ企業には、地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び地域における外国人との共生に係る取組も踏まえて支援計画に基づき支援すべきことを踏まえ、地方公共団体の要望を聞き取った上で、受入れ企業と地元の地方公共団体とが意思疎通をしやすい環境を整えることなど、共生社会の実現に資する具体的な取組を検討する。**

生活オリエンテーション動画について

概要

出入国在留管理庁では、日本での生活を考えている外国人の方や日本に住んでいる外国人の方がより円滑に日本で生活できるよう、「生活・就労ガイドブック」の内容を基に、**生活オリエンテーション動画を作成**。（令和6年3月末配信開始）

15パートの内容で構成

- はじめに
- 年金制度
- 交通ルール
- 税金
- 生活ルール（暮らし）
- 雇用・労働
- 生活ルール（公共施設）
- 相談窓口の案内
- 初歩的な日本語学習
- 医療機関
- 終わりに
- 防災関係
- 概要
- 入管手続等
- 健康保険制度

日本語含め17言語で作成

- 日本語
- 英語
- 中国語（簡体字）
- 中国語（繁体字）
- 韓国語
- ベトナム語
- ネパール語
- インドネシア語
- フィリピン語
- タイ語
- ポルトガル語
- スペイン語
- クメール語（カンボジア語）
- ミャンマー語
- モンゴル語
- ウクライナ語
- ロシア語

動画例

生活ルール



税金



緊急・災害



配信

出入国在留管理庁ホームページ及び
YouTube法務省チャンネル等において
公開、配信中。

総再生回数約17万回
（令和6年10月29日現在）



入管庁ホームページ
（生活オリエンテーション動画）

問題意識

外国人が、安定的・継続的に在留して能力を発揮することができるよう、生活上の困りごとに直面した場合の支援が必要



解決策

外国人支援コーディネーターの養成

「生活上の困りごとを抱えた外国人に対し、専門的知識及び技術をもって相談に応じ、連携先との連絡・調整等の支援を行い解決まで導くほか、生活上の困りごとの発生を予防するための情報提供等を行う人材」を養成



養成研修受講生

- ・令和6年度は、国・地方公共団体等が運営する外国人向け相談窓口で相談対応業務に従事する者を中心に60名
- ・令和8年度までに300名程度
- ・外国人の就労先・就学先、外国人からの相談に対応する民間団体等にも広げていくことを検討

研修の流れ

養成課程①
(2か月間)

オンライン研修

実践
(3か月間)

職場等における実践

養成課程②
(2日間)

グループ討議
事例検討

修了認定

研修で学習すること（身につけること）

- 入管法や国籍法の知識
(在留手続、出入国手続、退去強制手続、難民認定制度、日本国籍の取得等)
- 多様な背景を持つ外国人への相談支援
(母国以外での生活の困難さ、多様な背景を持つ外国人への相談支援の特徴等)
- 異文化理解等
(「文化」、「価値観」とは何か、諸外国の社会制度)
- 相談面接に係る知識と技術
(基本的な行動と態度、相談者との信頼関係の構築に必要な事項等)
- 外国人支援コーディネーターの価値・倫理及び自己理解・他者理解
(外国人支援コーディネーターが遵守すべき倫理の柱と行動の指針)
- 外国人の生活問題とその背景
(外国人が直面しやすい生活上の問題やその背景)
- 関係機関の役割及び各行政サービス
(出産、育児、教育、労働、医療、税金に関する知識等)

外国人受入環境整備交付金の交付

在留外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・こどもの教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の設置・運営の取組を「外国人受入環境整備交付金」により財政的に支援。

交付決定した地方公共団体 平成30年度令和元年度 146団体 ➡ 令和6年度4月1日現在 259団体

複数の地方公共団体が一元的相談窓口を共同で設置・運営で行う「共同方式」の活用など、相談対応の効率化や質の向上を図る工夫が行われている。

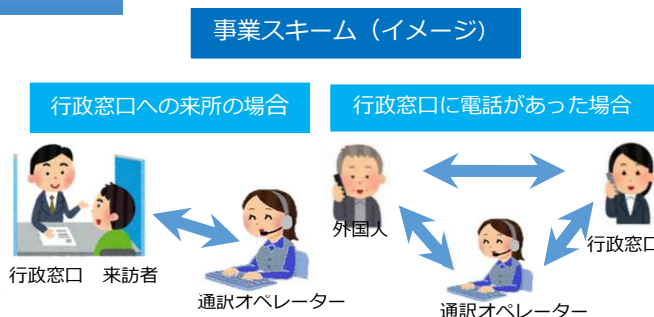
地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援

地方公共団体の行政窓口に対し、20言語対応の通訳支援事業を実施。

＜実施内容＞

実施対象：全地方公共団体の行政窓口

利用言語：英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥー語、ベンガル語、ウクライナ語、ロシア語、アラビア語



災害時における通訳支援



通訳支援事業について、被災地域の地方公共団体が事前の登録手続をすることなく利用可能とするなどの措置を実施した。

情報提供（多文化共生の好事例等）



情報誌「ハーモニーの木」

地方公共団体等が取り組む特色ある多文化共生施策、外国人相談窓口における相談対応事例及び入管庁における施策情報等を掲載

年に4回程度、地方公共団体等に向けて発行

地方公共団体職員への研修

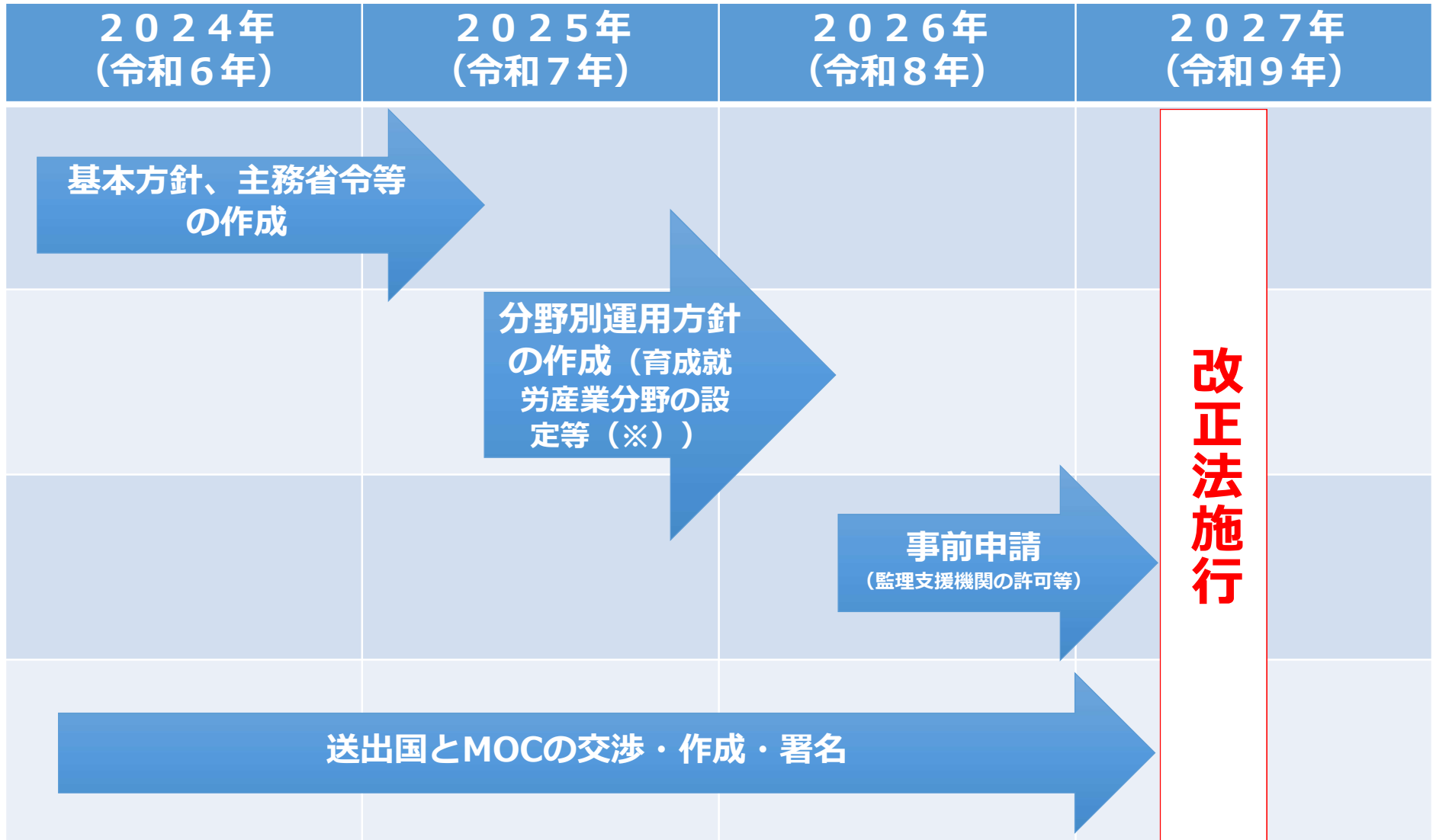
■ 出入国在留管理庁による研修

出入国在留管理庁において、年1回、相談業務に従事する地方公共団体職員に対する外国人施策推進研修をオンラインで実施。

■ 地方の出入国在留管理官署における研修

地方出入国在留管理局・支局・出張所（一部を除く。）に配置された「受入環境調整担当官」が研修を実施。

施行までのスケジュール（予定）



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

外国人集住都市会議オンラインシンポジウム2024
令和6年11月8日(金)

国内の日本語教育の動向

～各実施主体の役割と新制度の活用に焦点を当てて～

文部科学省 総合教育政策局
日本語教育課長 今村 聡子



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

これまでの日本語教育に係る課題



教育の質

- ✓ 教育の質の確保のための仕組みが不十分
- ✓ 専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分



情報発信

- ✓ 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、教育水準について正確・必要な情報を得ることが困難



地域間格差

- ✓ 地域によって教育機関や教員養成機関の整備が不十分
- ✓ 全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備が不十分



- A) 学習ニーズに対応した①質が確保された「認定日本語教育機関」、②日本語教師の資格化に関する法整備
- B) 希望する学習者、企業、自治体等に向けて、文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等の推進

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和6年4月施行）
- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月施行）



日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣 旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概 要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

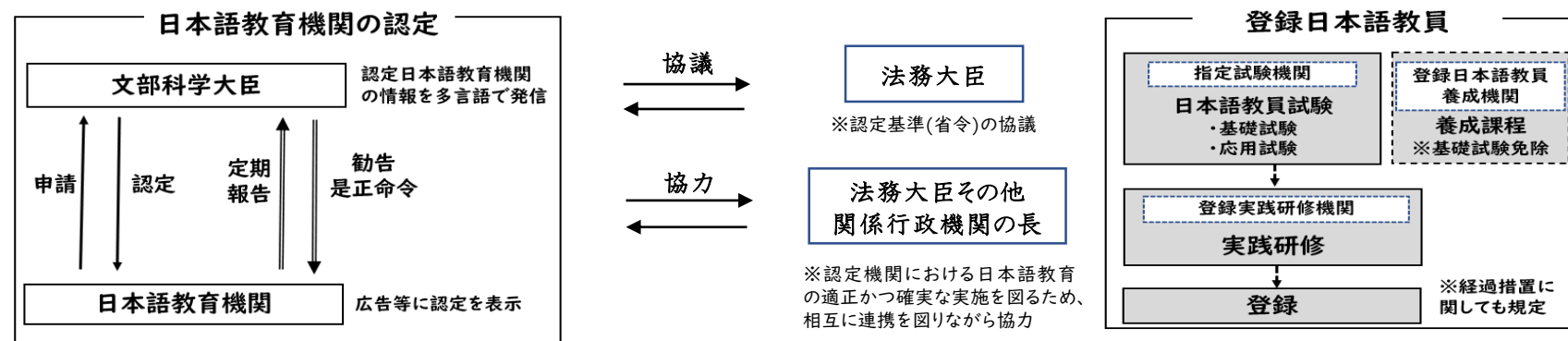
(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

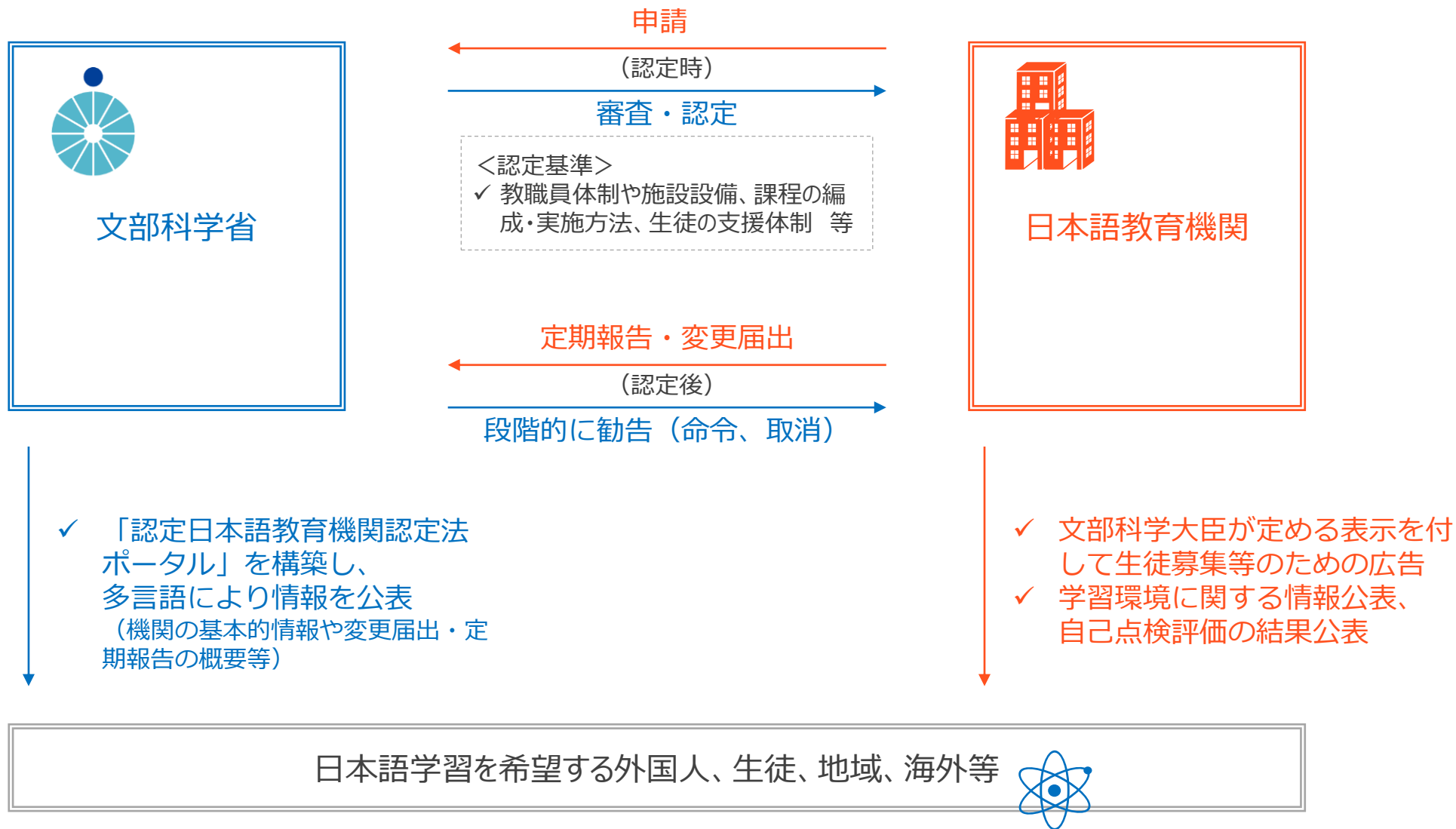
- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

認定日本語教育機関制度の概要



認定日本語教育機関と法務省告示機関との比較（主なもの）

	法務省告示機関(※)	認定日本語教育機関(留学)	認定日本語教育機関(就労・生活)
目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育
認定等の主体	国(法務大臣)	国(文部科学大臣)	国(文部科学大臣)
設置者	●国、地方公共団体 ●その他(経営に必要な経済的基盤・識見。欠格事由あり)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者 等)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者 等)
対象機関	専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設
主な対象生徒	留学生	留学生	就労者、生活者
修業年限	1年以上(特に必要と認める場合には6か月以上)	1年以上(一定の要件を満たす場合には6か月以上)	●各課程の目的・目標等に応じて適切に定める ●更に、個々の生徒に、認定を受けた課程の修業期間の一部を履修させることができる
授業時数	年間760単位時間以上	年間760単位時間以上	B1:350時間、A2:200時間、A1:100時間 以上
教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの	●B2以上目標の課程を1つ以上置く ●課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく	●B1以上目標の課程を1つ以上置く ●課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく ●3/4を上限にオンライン授業を実施可能
生徒数	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数 ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下
教員資格	●大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者 ●学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者 ●日本語教育能力検定試験に合格した者 等	登録日本語教員(国家資格) ➢ 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格 ➢ 実践研修の修了 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験を免除	登録日本語教員(国家資格) ➢ 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格 ➢ 実践研修の修了 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験を免除
教員数	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき専任1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●同時に授業を行う生徒20人につき1人以上(最低3人) ●同時に授業を行う生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること
校舎面積	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上
施設・設備等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積: 同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積: 同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ただし、図書室と保健室は条件付で不要 ●教室面積: 同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等
自己評価	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務
第三者評価	—	●審議会による実地視察を実施 ●第三者評価が努力義務	●審議会による実地視察を実施 ●第三者評価が努力義務
その他	—	毎年教育の実施状況について定期報告	毎年教育の実施状況について定期報告

(※)出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関

認定日本語教育機関における日本語教育課程編成の考え方（分野別）

「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」（令和6年4月中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会決定）より

分野	留学	就労	生活
教育課程 編成の考え方	✓ 学習者が希望する進路に送り出すために、必要かつ独自性のある教育内容を工夫し、実施することが求められる。	✓ 企業等のニーズや学習者が希望する業者や職種への送り出し、グローバル人材の育成等の視点が求められる。	✓ 健康かつ安全、自立した生活、文化的な生活、社会の一員としての生活を送れるようにすることが求められる。
到達目標・ 到達レベル	✓ 言語活動ごとの目標等※を参照し、各機関の理念、教育目標や特色、学習者の背景や特性等を踏まえ、Can doで設定する。	✓ 言語活動ごとの目標等※を参照し、各機関の理念、教育目標や特色、学習者の背景や特性、企業等のニーズ等を踏まえ、Can doで設定する。	✓ 言語活動ごとの目標等※を参照し、各機関の理念、教育目標や特色、学習者の背景や特性等を踏まえ、Can doで設定する。
「日本語能力」 「学習を自ら管理する能力」に 加え推奨される 学習内容	✓ 地域の人々をはじめとした多様な他者との交流 ✓ 機関内外における体験活動等	✓ 就労慣行やビジネスマナー ✓ 職場見学や職業体験、異業種交流会 ✓ 業界研究や企画等のプレゼン等	✓ 地域との交流やイベントへの参加 ✓ 公私のサービスの利用や防災、健康に関すること ✓ 地域課題の検討への参画 等

※ 言語活動ごとの目標等

「日本語教育の参照枠」を参考に作成された、教育課程の到達目標設定の際に参照することを目的とした別表。

この別表では、分野ごとに、「5つの言語活動（聞くこと、読むこと、話すこと（やり取り）、話すこと（発表）、書くこと）別の目標」や「言語活動別の習熟度」について、レベル（A1～C2）ごとの「言語能力記述文（Can do）（日本語を使ってどんなことができるか「～できる」という表現で示した文）」を設定。

「日本語教育の参照枠」

ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考とした、日本語教育に関わる全ての者が参照できる、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法、評価のための枠組み。日本語能力の熟達度について「全体的な尺度」として6レベルの段階で示し、共通の指標で日本語能力を測ることが可能。

全体的
な
尺度

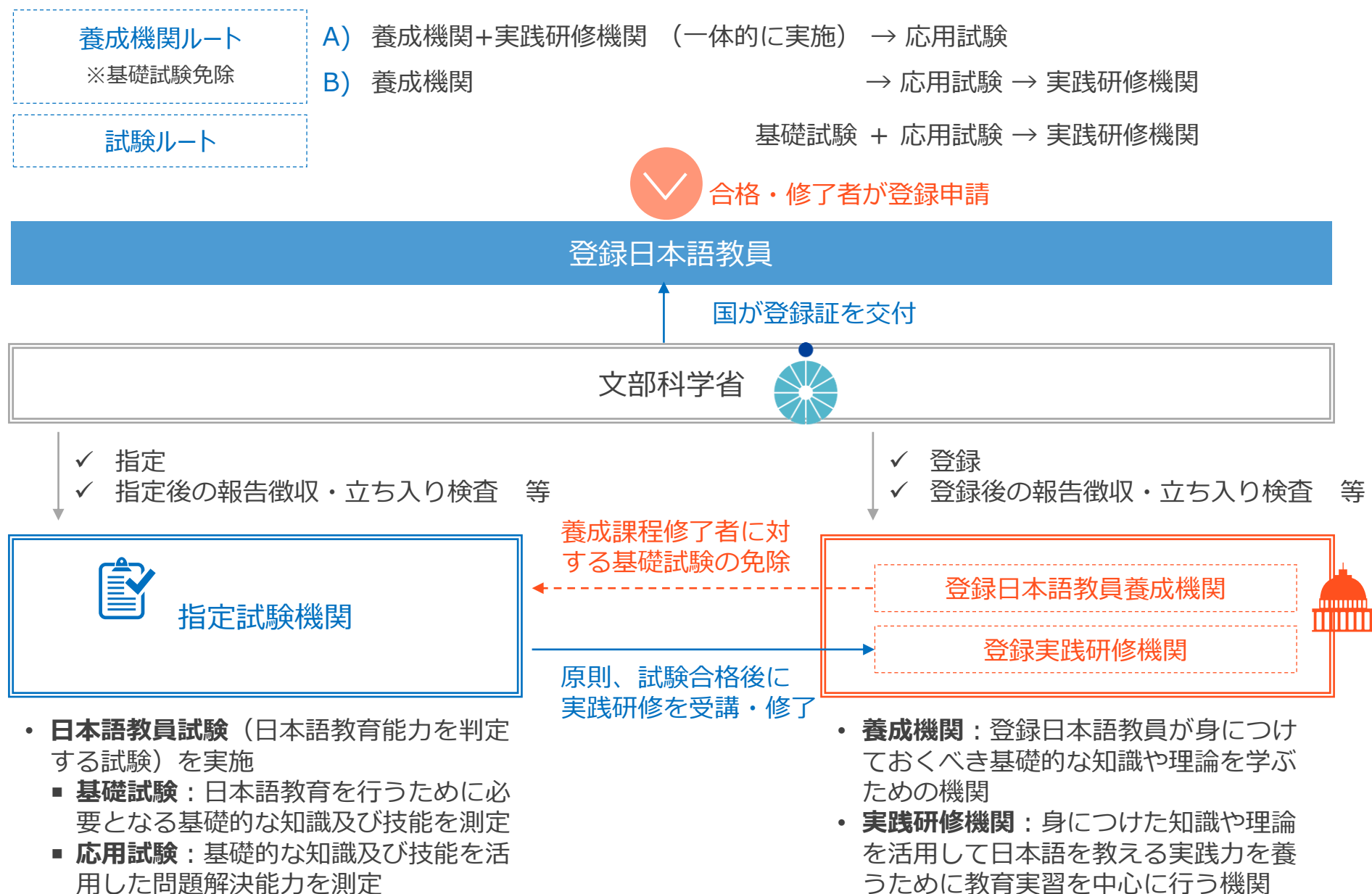
基礎段階の言語使用者		自立した言語使用者		熟達した言語使用者	
A 1	A 2	B 1	B 2	C 1	C 2



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

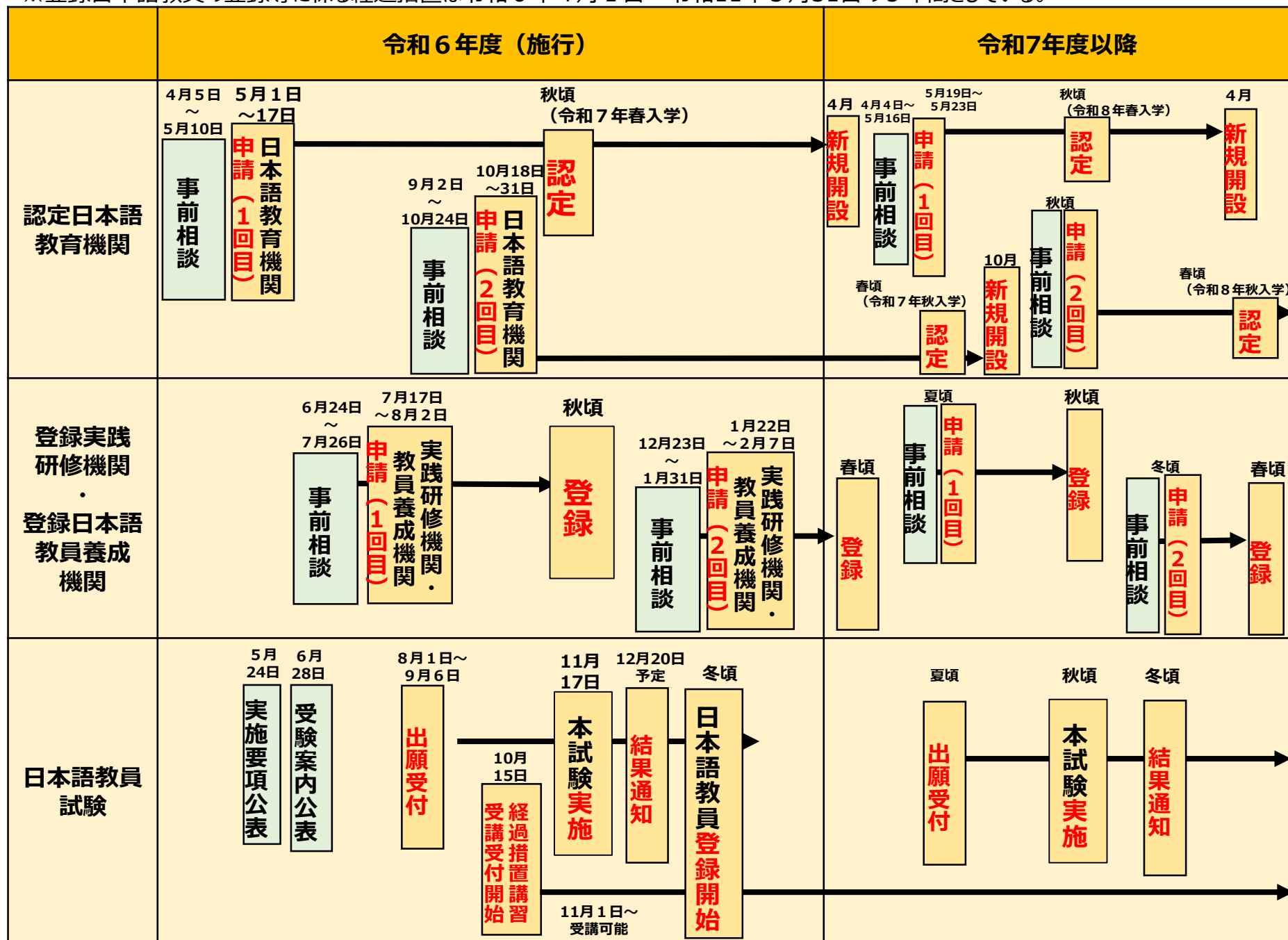
登録日本語教員制度の概要



日本語教育機関認定法 今後のスケジュール（令和6年10月時点）

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。

※登録日本語教員の登録等に係る経過措置は令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間としている。



日本語教育の推進に関する法律 概要

目的（第一条関係）

- （背景）日本語教育の推進は、
- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
 - ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- ・国の責務：
基本理念にのっとり、**日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施**する
- ・地方公共団体の責務：
基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その**地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施**する
- ・事業主の責務：
基本理念にのっとり、**国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援**に努める
- ・連携の強化 ・法制上、財政上の措置等 ・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成**し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・**外国人等である幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・**外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民等**に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・**海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・**政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する

検討事項（附則第二条関係）

合議制の機関を置くことができる。

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（令和元年 6 月 28 日公布・施行）

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与
- 2 国及び地方公共団体の責務
○ 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
○ 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。
- 3 事業主の責務
国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。
- 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
 - (1) 国内における日本語教育の機会の拡充
幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育
(日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）
 - (2) 海外における日本語教育の充実
外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育
(日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等)
- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
 - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査、日本語教師養成研修の届出義務化等
 - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計、人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成、「JF日本語教育スタンダード」の提供、指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等、「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

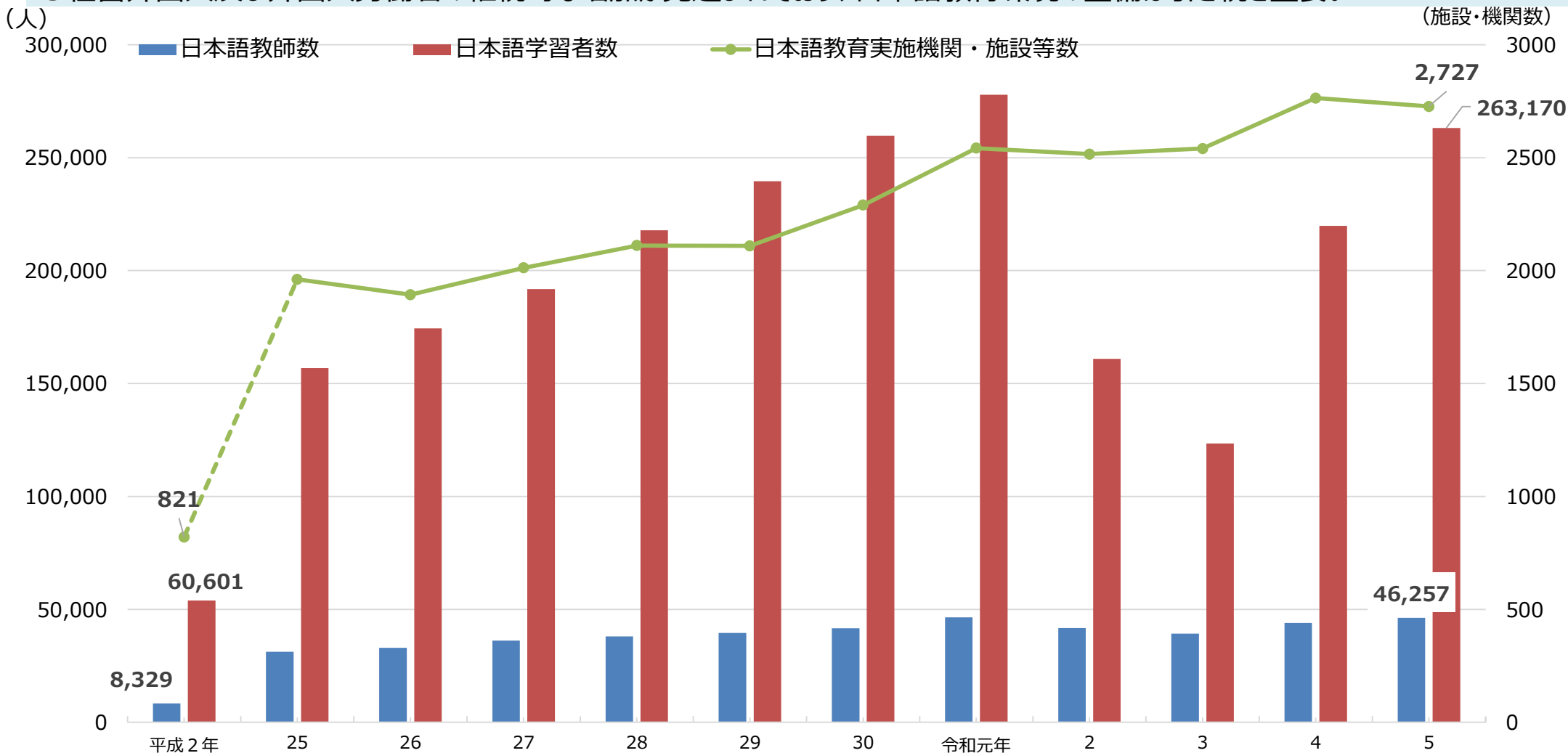
- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備
日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し
おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

国内の日本語学習者、教育機関・施設及び日本語教師数の推移

○日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数は過去30年あまりで大幅に増加。

- ▶日本語学習者 (平成2年：6万人 → 令和5年：26万人) 令和4年：22万人
- ▶日本語教育実施機関・施設等 (平成2年：821機関 → 令和5年：2,727機関) 令和4年：2,764機関
- ▶日本語教師数 (平成2年：8,329人 → 令和5年：46,257人) 令和4年：44,030人

○在留外国人及び外国人労働者の継続的な増加が見込まれており、日本語教育環境の整備は引き続き重要。



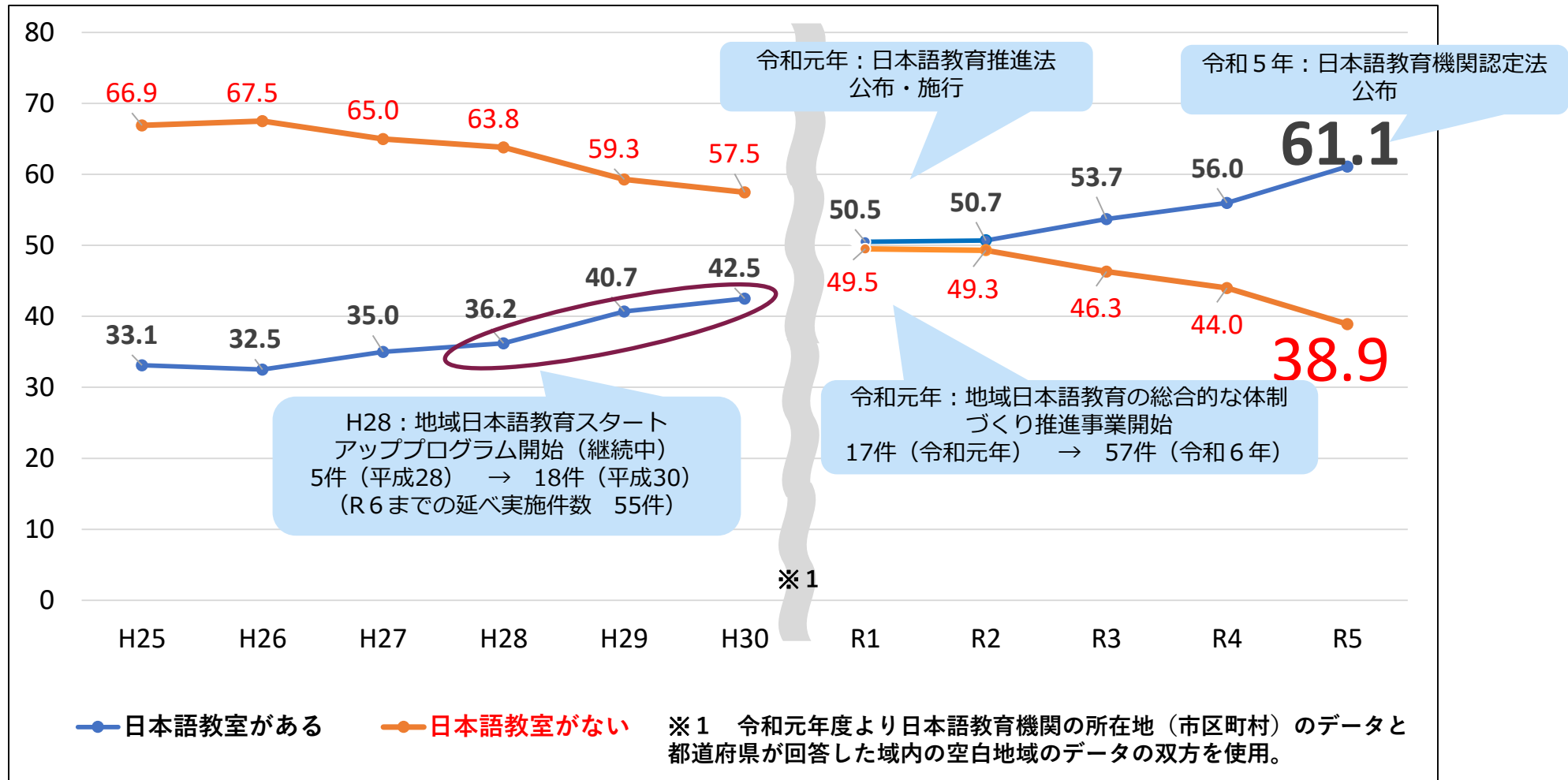
※ 出典：文部科学省「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在） * 令和4年度までは文化庁が公表

※外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。

日本語教育実態調査令和5年度 結果まとめ

市区町村における日本語教室の有無の推移

- ・域内に「日本語教室がある」市区町村（政令市の行政区を含む）は令和5年度 61.1%
- ・「日本語教室空白地域」（*）は平成24年度は64.4%であったが、令和5年度 38.9%

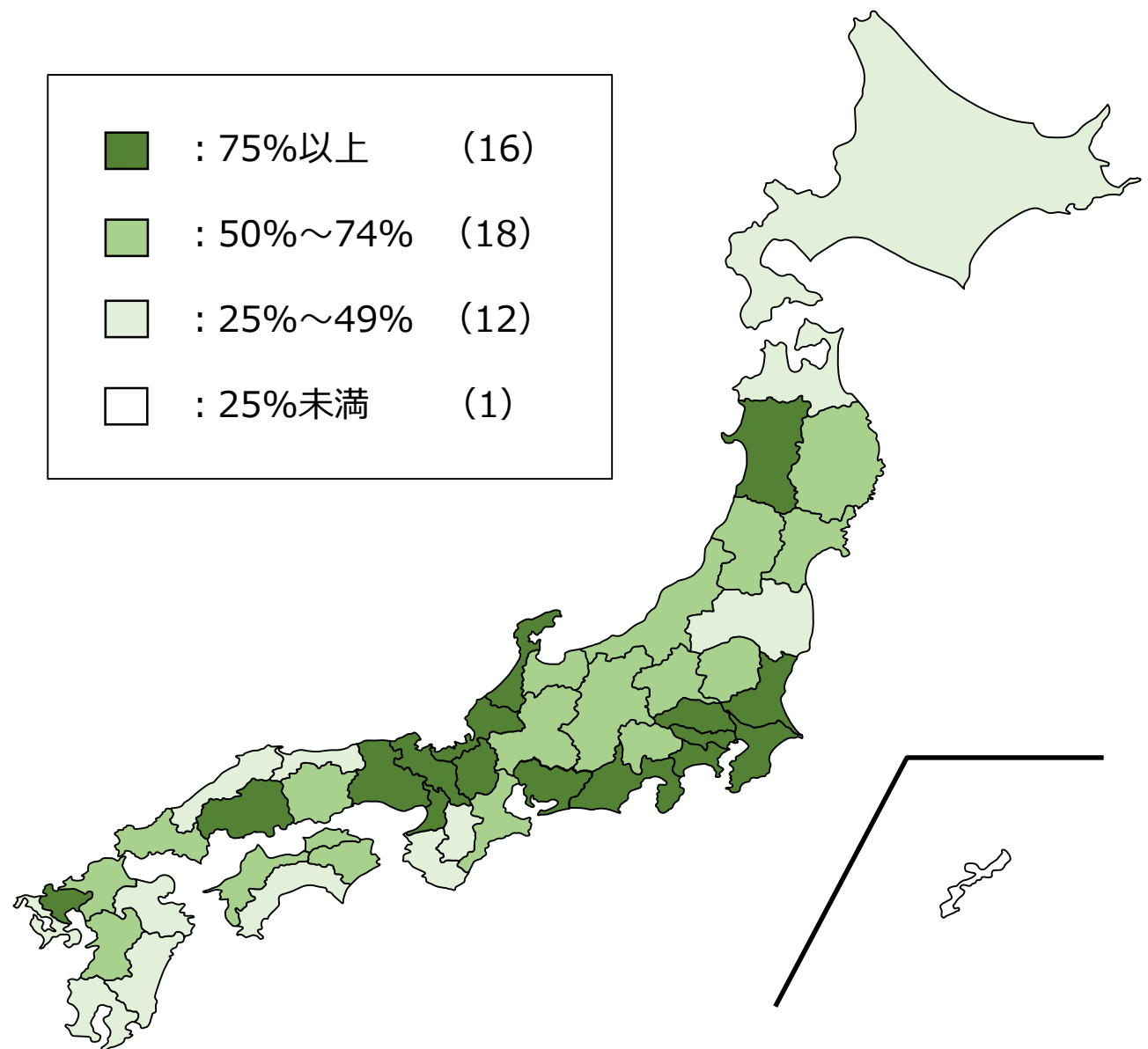


（*）「日本語教室空白地域」とは？

地域における日本語教育（オンラインによる日本語教育を除く）が実施されていない市区町村を指す。

日本語教室※₂がある市区町村等※₃の割合（都道府県別）

（令和5年度）

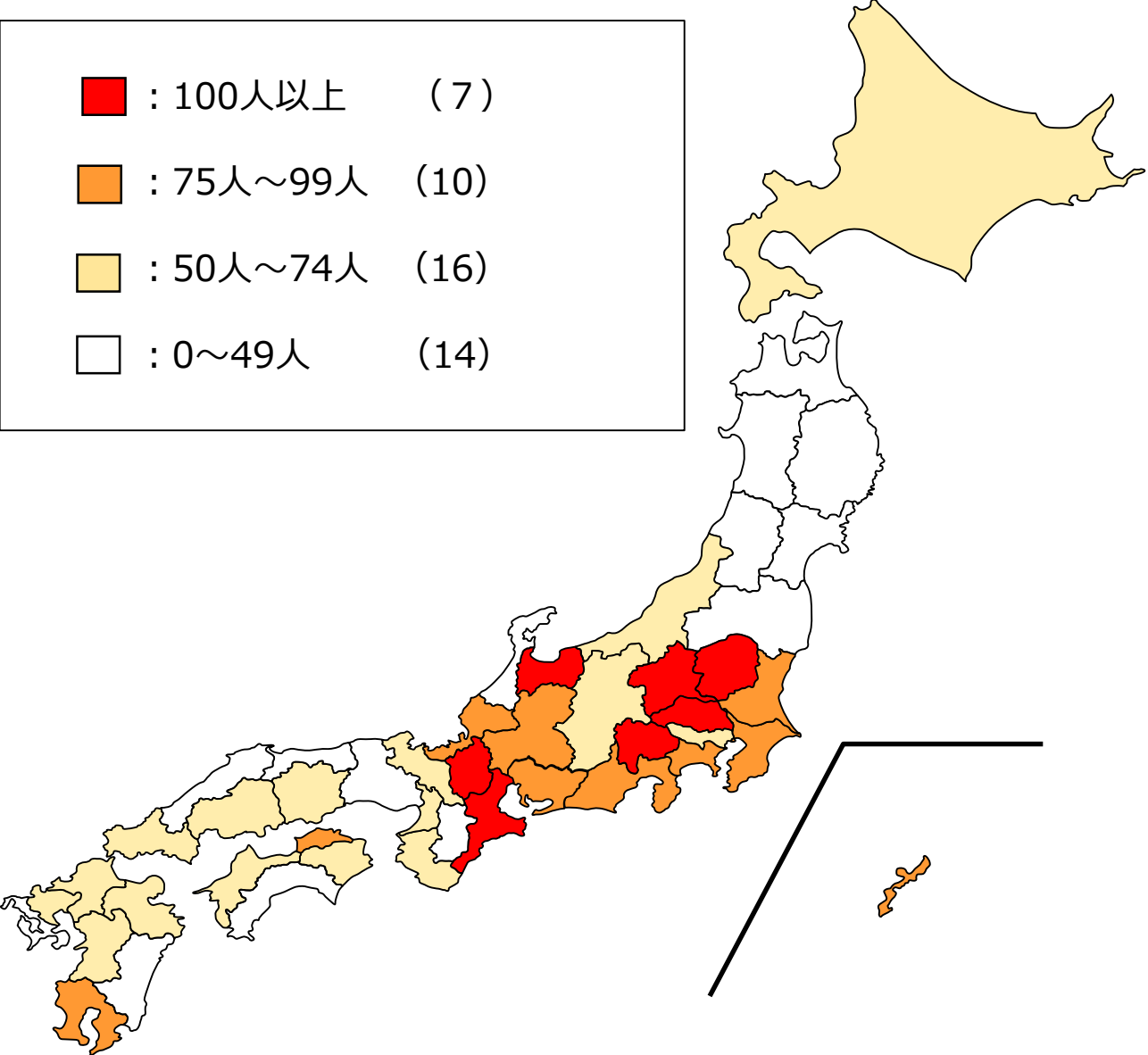


都道府県	市区町村等 (A)	うち、日本語教室がある (B)	Aに占めるB の割合
北海道	188	57	30.3%
青森県	40	10	25.0%
岩手県	33	18	54.5%
宮城県	39	20	51.3%
秋田県	25	21	84.0%
山形県	35	21	60.0%
福島県	59	22	37.3%
茨城県	44	38	86.4%
栃木県	25	16	64.0%
群馬県	35	18	51.4%
埼玉県	72	62	86.1%
千葉県	59	46	78.0%
東京都	62	47	75.8%
神奈川県	58	52	89.7%
新潟県	37	27	73.0%
富山県	15	10	66.7%
石川県	19	17	89.5%
福井県	17	13	76.5%
山梨県	27	16	59.3%
長野県	77	41	53.2%
岐阜県	42	30	71.4%
静岡県	43	37	86.0%
愛知県	69	60	87.0%
三重県	29	15	51.7%
滋賀県	19	15	78.9%
京都府	36	27	75.0%
大阪府	72	67	93.1%
兵庫県	49	49	100.0%
奈良県	39	18	46.2%
和歌山県	30	12	40.0%
鳥取県	19	7	36.8%
島根県	19	9	47.4%
岡山県	30	19	63.3%
広島県	30	23	76.7%
山口県	19	12	63.2%
徳島県	24	13	54.2%
香川県	17	12	70.6%
愛媛県	20	13	65.0%
高知県	34	13	38.2%
福岡県	72	46	63.9%
佐賀県	20	15	75.0%
長崎県	21	9	42.9%
熊本県	49	28	57.1%
大分県	18	8	44.4%
宮崎県	26	10	38.5%
鹿児島県	43	14	32.6%
沖縄県	41	6	14.6%
合計/平均	1,896	1,159	61.1%

※1 文部科学省「令和5年度日本語教育実態調査」
※2 日本語教育を実施する機関・施設のうち、大学等機関、法務省告示機関を除き、市区町村等、国際交流協会、NPO法人等の所在地を集計。
※3 市区町村等の数には、政令指定都市の行政区を含む。

日本語教師1人当たりの在留外国人数※2（都道府県別）

（令和5年度）



都道府県	在留外国人 (A)	日本語教師 (B)	(B) 1人当 たりの(A)
北海道	49,152	691	71.1
青森県	7,164	158	45.3
岩手県	9,112	244	37.3
宮城県	25,220	644	39.2
秋田県	4,940	165	29.9
山形県	8,756	223	39.3
福島県	16,789	347	48.4
茨城県	85,858	980	87.6
栃木県	48,430	479	101.1
群馬県	70,317	470	149.6
埼玉県	221,835	2,153	103.0
千葉県	192,443	2,081	92.5
東京都	627,183	11,676	53.7
神奈川県	256,738	2,737	93.8
新潟県	19,710	314	62.8
富山県	20,958	154	136.1
石川県	18,302	416	44.0
福井県	16,794	192	87.5
山梨県	20,585	120	171.5
長野県	41,540	561	74.0
岐阜県	65,475	703	93.1
静岡県	110,354	1,318	83.7
愛知県	297,248	3,368	88.3
三重県	61,208	539	113.6
滋賀県	39,009	317	123.1
京都府	71,775	1,281	56.0
大阪府	285,272	4,576	62.3
兵庫県	127,090	2,624	48.4
奈良県	16,420	331	49.6
和歌山県	8,379	112	74.8
鳥取県	5,274	178	29.6
島根県	9,945	221	45.0
岡山県	33,522	576	58.2
広島県	58,954	858	68.7
山口県	18,391	344	53.5
徳島県	7,343	145	50.6
香川県	16,319	189	86.3
愛媛県	15,054	223	67.5
高知県	5,663	163	34.7
福岡県	93,312	1,733	53.8
佐賀県	8,792	156	56.4
長崎県	12,011	348	34.5
熊本県	22,318	320	69.7
大分県	16,936	251	67.5
宮崎県	8,781	180	48.8
鹿児島県	14,855	155	95.8
沖縄県	23,019	243	94.7
合計/平均	3,214,545	46,257	72

出典：文部科学省「令和5年度日本語教育実態調査」、入管庁「在留外国人統計」（令和5年6月末時点）

※1日本語教育を実施する機関・施設のうち、大学等機関、法務省告示機関を除き、地方公共団体等、国際交流協会、NPO法人等の所在地を集計。国内のすべての日本語教育を実施する機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。

※2全ての在留外国人が日本語を学習しているものではない。

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

620百万円
495百万円

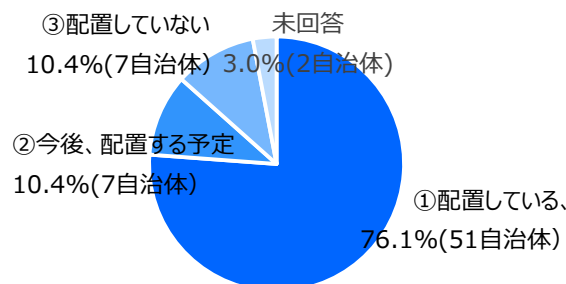


文部科学省

背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「成長戦略等のフォローアップ」に「生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や（中略）体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む」といった**地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている**。
 - 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、**必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でない**などの課題がある。
 - 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や、言語を使ってできることを提示する「生活Can do」の概念が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる**教育の質の維持向上が求められている**。
- ※ 令和6年4月に「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が施行

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年10月）

事業内容

1. 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 6百万円）
2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 581百万円（前年度 455百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 件数：60件（前年度 47件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進

- ①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- ③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

取組例：

- ・域内の市町村との連携による日本語教育実施体制の検討
- ・オンラインによる広域の日本語教育実施体制の検討

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

- ①域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）

②「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行

- i「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
- ii「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル(B1)・時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援

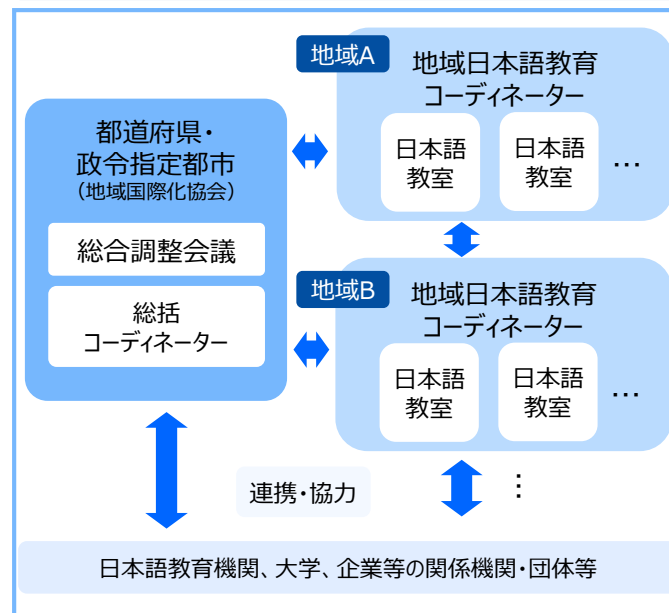
市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

市町村向け間接補助分
特別交付税措置

3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 33百万円（前年度 33百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり イメージ図



アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する
地域日本語教育の総合的な体制
づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な
体制づくり推進事業による各地
域での日本語教育支援体制の
整備

中期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な
体制づくり推進事業による日本
語教育の機会提供に係る関係
機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり
推進事業による日本語教育環境の醸成と
外国人との共生社会に対する意識の向上

（担当：総合教育政策局日本語教育課） | 4

令和6年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業
地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体

**都道府県
(41団体)**

- ・ 北海道
- ・ 青森県
- ・ 岩手県
- ・ 宮城県
- ・ 山形県
- ・ 茨城県
- ・ 栃木県
- ・ 群馬県
- ・ 埼玉県★
- ・ 千葉県
- ・ 東京都
- ・ 神奈川県
- ・ 新潟県
- ・ 富山県
- ・ 石川県
- ・ 山梨県★
- ・ 長野県
- ・ 岐阜県
- ・ 静岡県
- ・ 愛知県
- ・ 三重県
- ・ 滋賀県
- ・ 京都府
- ・ 大阪府
- ・ 兵庫県
- ・ 奈良県
- ・ 和歌山県
- ・ 鳥取県
- ・ 島根県
- ・ 岡山県
- ・ 広島県
- ・ 山口県
- ・ 徳島県
- ・ 香川県
- ・ 愛媛県
- ・ 高知県
- ・ 福岡県
- ・ 佐賀県
- ・ 長崎県
- ・ 大分県
- ・ 宮崎県

**政令指定都市
(16団体)**

- ・ 仙台観光国際協会
- ・ さいたま市
- ・ 千葉市★
- ・ 川崎市
- ・ 横浜市
- ・ 静岡市国際交流協会
- ・ 浜松市★
- ・ 名古屋市
- ・ 京都市国際交流協会
- ・ 大阪市
- ・ 神戸市
- ・ 岡山市
- ・ 広島市
- ・ 北九州国際交流協会
- ・ 福岡市
- ・ 熊本市

下線：新規応募団体
 ★：補助率嵩上げ(3分の2)



合計 57団体

【参考】

令和5年度	54団体
令和4年度	48団体
令和3年度	42団体
令和2年度	35団体
令和元年度	17団体

※ 47都道府県・20政令指定都市が対象。
 相模原市は神奈川県の間接補助事業として実施。

認定日本語教育機関活用促進事業

令和7年度要求・要望額

352百万円

(新規)



文部科学省

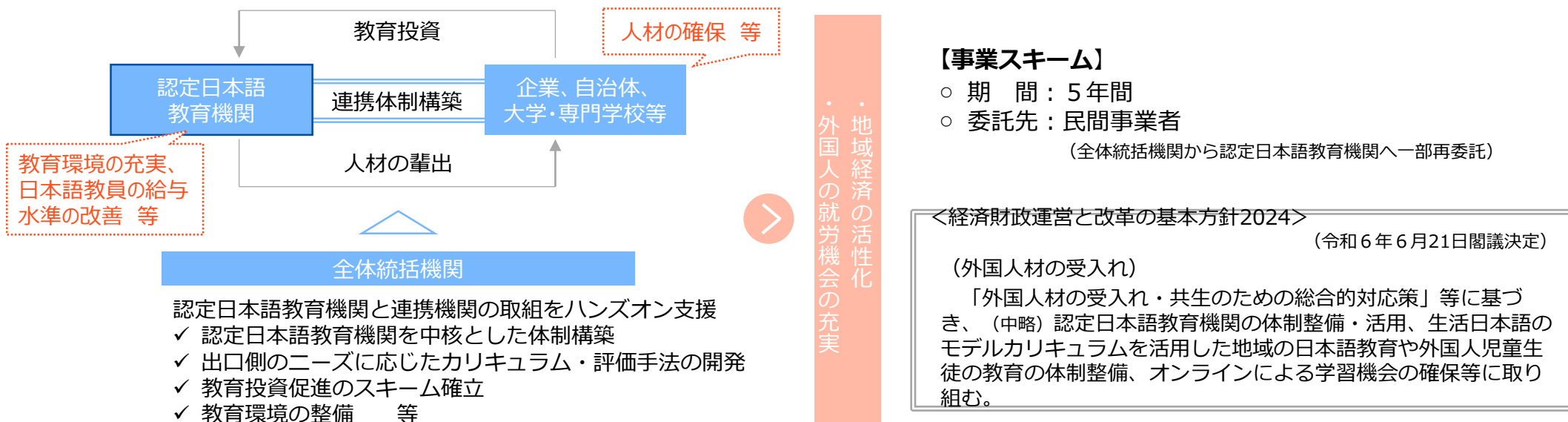
背景・課題

- 我が国で生活・就労する在留外国人は急増（H25：207万人→R5：341万人※¹）しており、外国人等への質の高い日本語教育の提供が不可欠。
- 日本語教育機関の卒業後は高等教育機関等への進学だけでなく、就職の割合も増加（H21：1.6%→R4：10.6%※²）してきており、出口側のニーズに応じた日本語教育を提供する体制の構築が急務。
- 一方、個々のニーズに応じた日本語教育へのアクセシビリティや地域・職場等における能力の発揮、日本語教員の処遇等は大きな課題となっており、認定日本語教育機関を中核として、関係者が一体となった体制の構築と活用が必要。

（出典）1：出入国在留管理庁、2：外国人留学生進路状況調査（（独）日本学生支援機構）

事業概要

- 企業等が求める日本語能力を身に付けた外国人材の輩出と教育投資の促進の好循環創出に向けて、全体統括機関がコーディネートを行い、認定日本語教育機関を中核とした企業や自治体、大学・専門学校等との連携体制を構築し、質の高い日本語教育の提供や日本語教員の給与水準の改善等を自律的に実現するためのスキームを確立。
- 令和10年度までの経過措置期間を集中強化期間として位置づけ、日本語教育機関を活用するモデルを創出。



アウトプット（活動目標）

- 質の高い教育のための体制構築・環境整備
- 質の高い教育に係る定量的な分析

短期アウトカム（成果目標）

- 質の高い認定日本語教育機関のモデルの提示
- 日本語教員の処遇改善

中期アウトカム（成果目標）

- 質の高い認定日本語教育機関の増加
- 修了後の出口保証

長期アウトカム（成果目標）

- 優れた留学生の確保
- 質の高い労働者の確保
- 共生社会の実現

参考資料

外国人等に対する日本語教育の推進

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

21億円
16億円)



現状・課題

我が国の在留外国人は令和5年末で約341万人。過去30年で約2.58倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和6年度改訂）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

事業内容

※合計要求・要望額には以下のほか情報検索コンテンツの運用等10百万円を含む

1 確保 展開・学習 機会 の 全国 日本 語 教 育 の 質 の 向上 等	①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充) 620百万円(495百万円) - 地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市区町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 - 令和7年度には60自治体(全体の約9割)まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。	②日本語教室空白地域解消の推進強化(拡充) 170百万円(148百万円) - 日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 - ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づく動画コンテンツや新たな言語を追加開発。	③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 24百万円(24百万円) NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズに対応した先進的な取組を創出。(障害を有する外国人に対する日本語教育、文化や宗教上の理由により学習へのアクセスが困難な外国人への日本語教育等)	条約難民等に対する日本語教育 237百万円(240百万円) - 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。 - 令和5年度入管法改正により創設された補完的保護対象者に対する日本語教育を実施(条約難民と同様の支援)。
	①認定日本語教育機関活用促進事業(新規) 352百万円(新規) 認定日本語教育機関を中核とした企業等との連携体制を構築し、外国人材輩出と教育投資促進の好循環のモデルを創出。 - 企業等との連携によるカリキュラム開発 - 教育手法の高度化 - 教育効果の検証手法の確立 - 外部資金調達スキーム構築 等	②資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充) 386百万円(376百万円) 日本語教育機関認定法の実施に必要な環境整備を図る。 - 日本語教員試験の実施 - 日本語教育機関認定法ポータルサイトの運用 - 現職日本語教師への講習実施(経過措置)	③日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充) 251百万円(241百万円) 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、 - 現職日本語教師研修プログラム普及 - 日本語教師養成・研修推進拠点整備 - 日本語教師の学び直し・復帰促進 - アップデート研修を実施。	④日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費(拡充) 41百万円(25百万円) 日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、実践研修・養成機関の登録等の円滑な手続に必要な経費を計上。
	⑤日本語教育に関する調査及び調査研究 18百万円(17百万円) 日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施(実態調査、総合的な調査研究)。	⑥「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業 11百万円(11百万円) 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度から計画的に生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等の開発・普及を実施。		

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

中期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

(担当：総合教育政策局日本語教育課)

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和7年度要求額
(前年度予算額)

170百万円
148百万円



現状・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は834である（令和4年11月現在）。その地域に在住する外国人数は149,062人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。

事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム

- 日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。件数：21件（前年度：21件）

▼ アドバイザー派遣の支援

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援

カリキュラム・教材の開発に対する支援

教室運営の安定化に向けた支援

専門家チームによる
3年サポート

地方公共団体による取組

日本語教育を行う人材の育成

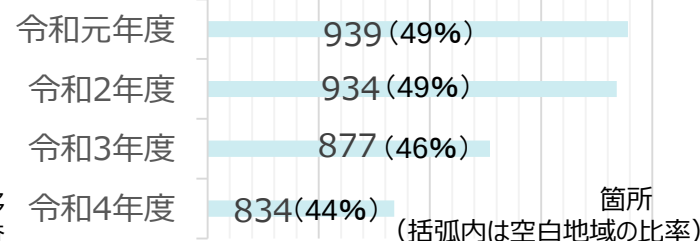
日本語教室の開設（試行）

日本語教室の運営

▼ 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

空白地域の数の推移
(出典) 文化庁日本語教育実態調査



2 ICT教材の開発・提供



日本語学習サイト
「つながるひろがる にほんごでの暮らし」
(通称：つなひろ)

- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 19言語（令和6年度末）

中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、シンハラ語（予定）、日本語

- 令和7年度は、引き続き、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語を追加。

3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

- 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- 域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

アウトプット（活動目標）

- 日本語教室空白地域に対する地域日本語教室スタートアッププログラムによる支援の提供
- 空白地域に在住する外国人が日本語を身に付けられる日本語学習教材の充実

短期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムの支援による日本語教室の開設

中期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムの支援によって開設された日本語教室の運営維持、安定化

長期アウトカム（成果目標）

- 日本語教室開設地域の増加による日本語学習機会の普及
- 在留外国人のICT教材の利用拡大による日本語学習機会の向上



文部科学省

TSUNAHIRO

「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト
つながるひろがるにほんごでの暮らし



概要

**日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が
独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開**
(開発・運営：文部科学省、委託：TOPPAN株式会社)



内容

- ・調査研究に基づく内容の検討追加 (R5：子育て・教育、R6：働く)
- ・生活場面の動画中心、日本語・外国語字幕表示、
表現・語彙、文型の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト
- ・活用方法等のセミナーの開催、広報活動



対応言語 全18言語

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピン語、インドネシア語、
クメール(カンボジア)語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、
ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語
フランス語【R5 公開】



使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット、ポスター各種
- ・広報用動画 等



実績(令和5年度)
210万アクセス



「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

令和7年度要求額
(前年度予算額)

24百万円
24百万円)

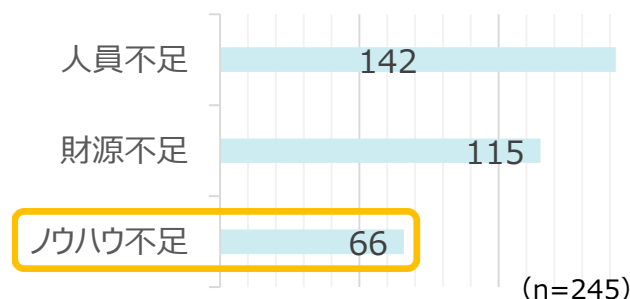


現状・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教育」「就労」等のライフステージによる、「特定の課題に対する学習ニーズ」(以下「特定のニーズ」という。)が指摘されている。また、有識者からも、障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆されている。一方、「特定のニーズ」に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多くあり、こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困難な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム及びその実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要である。

※「令和4年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧)」(令和4年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議)

地域の日本語教育に関する課題



(出典) 出入国在留管理庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

事業内容

◆ 地域日本語教育実践プログラム

件数：8件(前年度：8件)

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定のニーズ」に対応した先進的な取組の創出。

▼ 想定される取組例

● 障害を有する外国人に対する日本語教育の取組

障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害特性の理解を促すための研修を通じた、障害を有する外国人に対する日本語学習環境を整備する取組

● 特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育の取組

文化や宗教上の理由により、外出等が制限され、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対して、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語学習に対する周囲の理解を推進する取組

▼ 各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得、及び他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。



アウトプット(活動目標)

- 「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に応じた先進的な日本語教育の在り方の検討
- 取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進

短期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が日本語を用いて、健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになる。

中期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

長期アウトカム(成果目標)

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。

(担当：総合教育政策局日本語教育課)

条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

237百万円
240百万円)



文部科学省

現状・課題

条約難民（※1）については、「難民対策について（平成14年閣議了解）」及び「平成18年以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」（平成15年難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を実施。（R7：70人）

第三国定住難民（※2）については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民等の受入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施。（「第三国定住による難民の受入れの実施について（令和元年閣議了解）」等）（R7：60人）

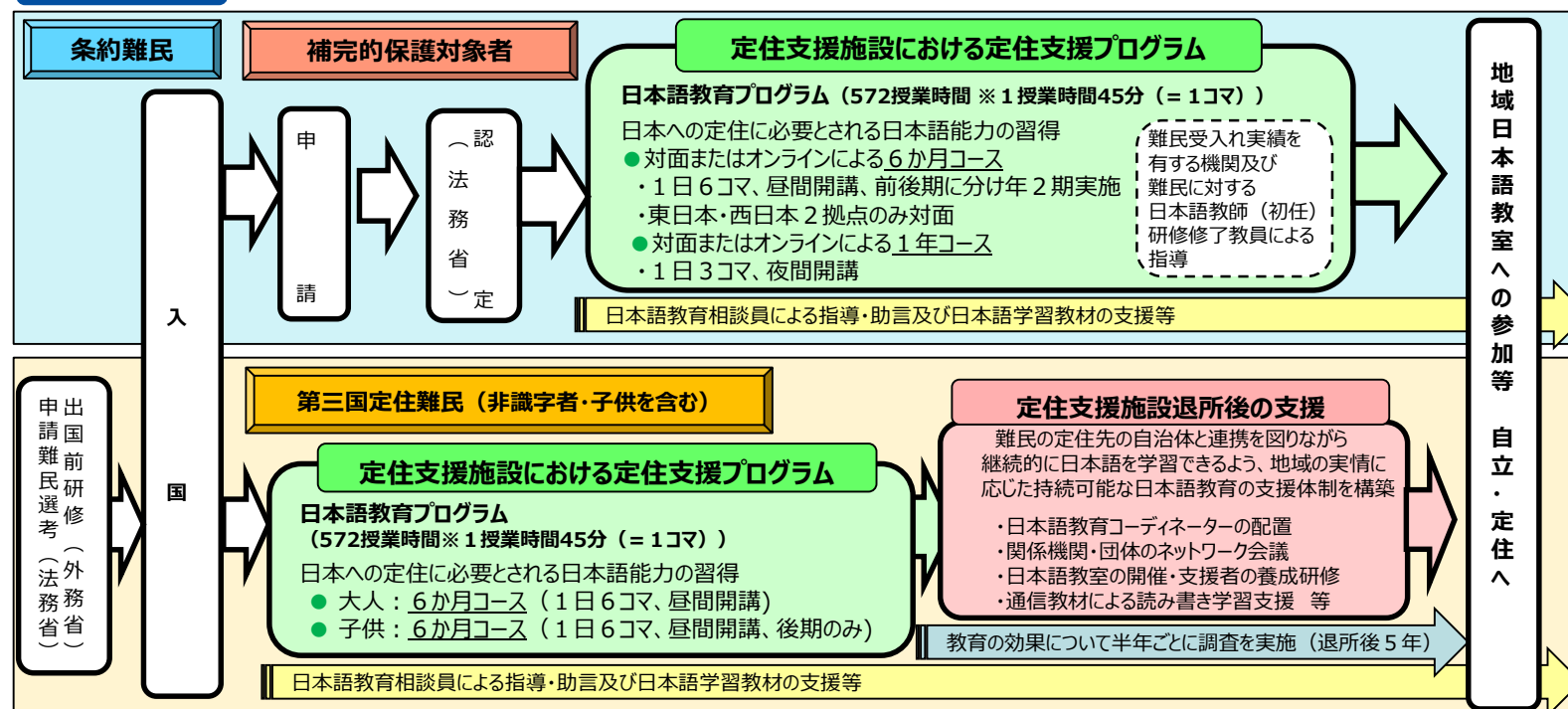
補完的保護対象者（※3）については、難民条約上の難民以外の者で、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の5つの理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見）であること以外の要件を満たすもの（紛争避難民等）を保護するために創設。条約難民と同等の支援を行う。（R7：170人）

※1 **条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）によって認定された者。

※2 **第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。アジア地域に一時滞在し、国連難民高等弁務官事務所から推薦があった者より受入れ。

※3 **補完的保護対象者**・・・令和5年12月に改正入管法が施行、認定申請開始。

事業内容



アウトプット（活動目標）

日本への定住に必要とされる
B1相当までの日本語能力の習得

短期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

中期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

長期アウトカム（成果目標）

共生社会への実現に寄与

日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

251百万円
241百万円



文部科学省

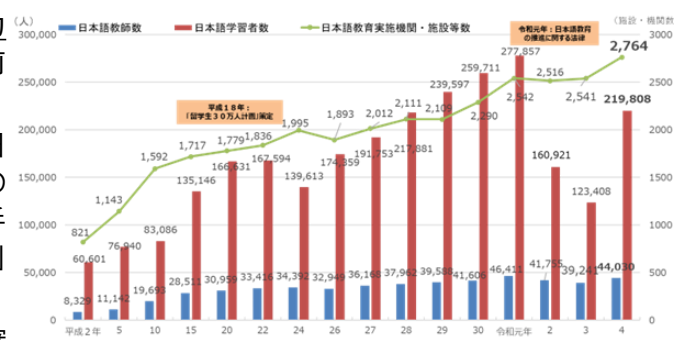
現状・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後と横ばいになっており、そのうち5割以上をボランティアが占めるなど、その指導体制は厳しい状況。

「日本語教育機関認定法」に基づき、日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員の資格制度が創設され、認定日本語教育機関には登録日本語教員が配置されることとなっている。日本語教育の質の向上のためには、登録日本語教員の継続的なスキルアップが重要であり、そのための養成・研修には大学等の専門的な日本語教育の指導方法等の教育研究・手法を反映させ、充実を図る必要がある。併せて、日本語教育における専門人材の確保が困難な状況にある中、「潜在的な」日本語教師の現場復帰を促進し、教員不足の解消を図る必要がある。

※留学生、生活者、就労者等の分野別の研修の充実をはじめとする日本語教師のキャリア形成支援、人材確保策の検討については「日本語教育機関認定法」に係る衆参両院の附帯決議で配慮を求められているところ。

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



(文化庁・日本語教育実態調査より)

事業内容

(1) 現職日本語教師研修プログラム普及事業

170百万円(161百万円)

- 目的：日本語教師のキャリア形成に必要な下記①～⑨の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：日本語教師に対し審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。
- 期間：令和2年度～
- 委託先：日本語教師養成専門機関
- 件数・単価：11箇所×約9～27百万円

【初任日本語教師研修】

- ①生活者としての外国人、②留学生、③児童生徒等、④就労者、⑤難民等、⑥海外赴任

【中堅以上コーディネーター研修】

- ⑦中堅日本語教師(3～10年目)⑧主任教員⑨地域日本語教育コーディネーター



(2) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業

60百万円(60百万円)

- 目的：大学等の高度かつ専門的な日本語教育の指導法等の教育研究・手法を養成・研修に反映。
- 内容：日本語教師の養成を行う大学等を拠点としたネットワークの構築、日本語教師養成・研修の担い手の育成プログラム開発及び研修の実施。
- 期間：令和5年度～令和9年度
- 委託先：大学・大学院等専門機関
- 件数・単価：6箇所×約10百万円

- ①北海道・東北、②関東・甲信越③中部、④近畿、⑤中国・四国⑥九州・沖縄



(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業

21百万円(20百万円)

- 目的：日本語教育機関認定法の施行に伴う登録日本語教員不足の解消。
- 内容：登録日本語教員の資格を有していない現職日本語教師、日本語教育に関する知識や技能を有しながら現在日本語教育に携わっていない「潜在的な」日本語教師等に向けたオンデマンド研修プログラムの開発及び研修の実施。
- 期間：令和5年度～令和9年度
- 委託先：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関
- 件数・単価：2箇所×約10百万円



アウトプット(活動目標)

- ・全国6箇所の推進拠点(ネットワーク)
- ・現職日本語教師の研修 年間7百人
- ・オンデマンド研修受講者 年間40百人

短期アウトカム(成果目標)

- ・養成・研修の拠点の充実
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の希望者の増加

中期アウトカム(成果目標)

- ・養成・研修の拠点(自走化)
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の増加

長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

(担当：総合教育政策局日本語教育課) 23

「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

11百万円
11百万円)



文部科学省

現状・課題

在留外国人の定住化が進み、来日当初の生活に必要な日本語や初期段階の日本語のみならず、教育や就労等に必要となる、多様な分野の日本語が求められている。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、日本語教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施し、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上で課題となっている。

文化審議会国語分科会が、日本語の習得段階に応じて、日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」（いわば物差し）を策定（令和3年10月）し、これを活用した日本語教育モデルの開発・普及により、日本語教育の質の向上を図ることが必要である。

事業内容

「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業（令和4～7年度）

「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容（言語能力記述文：Can doという。）やレベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルを開発・普及する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発（令和4・5年度）し、開発した教育モデルの普及を促進（令和6・7年度）することにより、多様な学習目的に応じた教育内容や評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。

1. 「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデルの開発（令和4・5年度）

※10年以上の実績を有する日本語教育団体が対象

- 事業運営委員会の設置・運営
- 「日本語教育の参照枠」に基づくカリキュラム開発・試行
- 評価手法・教材等の開発
- 教師研修カリキュラムの開発

2. 開発した教育モデルの活用を促進（令和6・7年度）

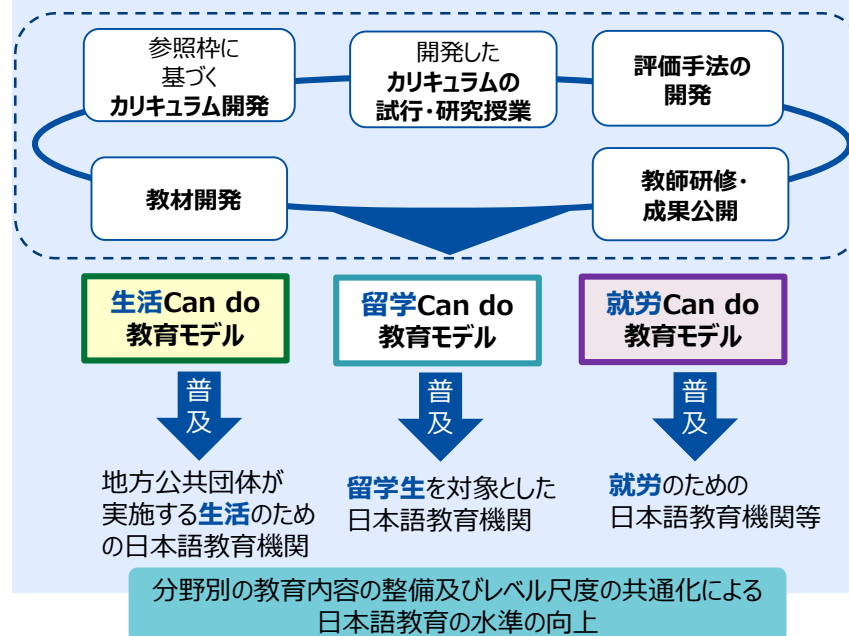
- 1で開発した教育モデルによる研修等の実施により、成果を広く普及
- 件数・単価：3箇所×約3百万円
- 委託先：法人格を有する団体等

「日本語教育の参照枠」とは

欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開されたヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference For Language)を参考に、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	
B1	自立した言語使用者
A2	
A1	基礎段階の言語使用者

「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業



アウトプット（活動目標）

- ・ 共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ・ 教育内容に応じた評価手法の開発
- ・ 教師研修カリキュラムの開発

短期アウトカム（成果目標）

- ・ 共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ・ 教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ・ 教育内容に応じた評価手法の改善

中期アウトカム（成果目標）

- ・ 教師研修による教育の質の向上
- ・ 分野別日本語教育の連携

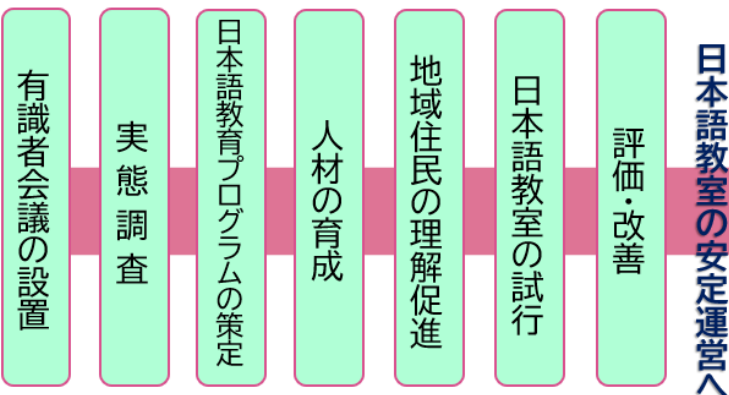
長期アウトカム（成果目標）

- ・ 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連関による日本語教育の推進
- ・ 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- ・ 共生社会の実現に寄与

地域における日本語教育の施策推進に向けて＜その1＞

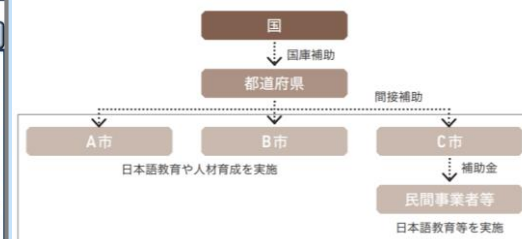
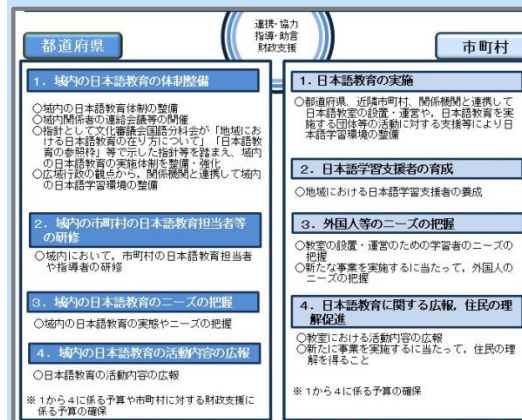
Step1 日本語教室立ち上げプロセスの検討

地域が目指すビジョン



日本語教室の立ち上げ等の際には、どのように日本語教室の実施をはじめとする施策展開を進めていくか検討することが求められます。

Step2 都道府県等との役割分担・連携の検討



「令和4年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 事例報告書」(文化庁、令和5年3月)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/chiikinihongokyoiku/pdf/94024801_01.pdf

地域における日本語教育の在り方について(報告)
(文化審議会国語分科会、令和4年11月)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashin_gikai/kokugo/hokoku/pdf/93798801_01.pdf

Step3 域内のニーズの調査・基本方針策定等

日本語教育に関する調査の共通利用項目

[1] 外国人の属性等に関する項目

①外国人の属性等

問1 あなたの性別はどちらですか。
①男 ②女

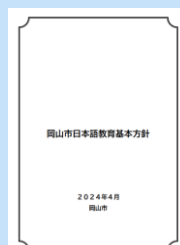
問2 あなたの年齢は次のどれですか。
①～19歳 ②20～29歳 ③30～39歳 ④40～49歳
⑤50～59歳 ⑥60～69歳 ⑦70歳～

問3 あなたの出身は次のどれですか。
①中国 ②韓国・朝鮮 ③フィリピン ④ブラジル ⑤ベトナム
⑥米国 ⑦ペルー ⑧タイ ⑨ネパール ⑩台湾
⑪その他()

問4 あなたの在留資格は次のどれですか。
①特別永住者 ②永住者 ③留学
④技能実習 ⑤定住者 ⑥日本人の配偶者等
⑦家族滞在 ⑧人文知識・国際業務 ⑨技術
⑩技能 ⑪特定活動 ⑫永住者の配偶者等
⑬その他



高知県における日本語教育の推進に関する基本的な方針



岡山市日本語教育基本方針

国で示された、日本語教育の調査のための「共通利用項目」を参照し、域内のニーズや個々のニーズ等を調査することで、日本語教育施策の立案のための基礎資料を検討。

調査結果をもとに、「日本語教育の推進に関する法律」に基づく基本方針の策定を検討。都道府県や他の地方公共団体や、上位計画等と一体的に策定することも可能。

情報収集 会議・研修・セミナー等

● 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

都道府県及び市区町村等の日本語教育担当者を対象に、情報交換を行い、地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を図ることを目的とした研修を開催しています。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/todofuken_kenshu/

● 都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議

地域における日本語教育に関する情報や課題を共有し、連携を深め、課題解決に向けた意見交換を通じて、今後の日本語教育施策に役立てることを目的とした会議を開催しています。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/todofuken_renarakugaigi/

● 空白地域解消推進セミナー

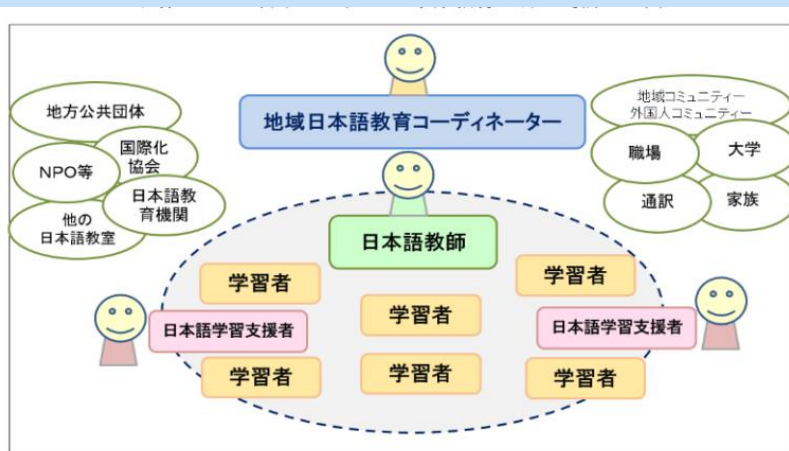
日本語教室の空白地域解消に関する先進事例の紹介を行うとともに、日本語教室の設置に関する課題について協議等を行うことを目的とした協議会を開催しています。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kuhakuchiiki_kyogikai/

● 日本語教室開設のための研究協議会

日本語教室の空白地域解消に向けて、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会を開催しています。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kenkyu_kyogikai/

地域における日本語教育の施策推進に向けて＜その2＞

Step4 実施体制検討—日本語教育人材活用



地域において日本語教室を運営するにあたり、地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者が連携した在り方が例として示されています。

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（文化審議会国語分科会、平成31年3月）
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/_icsFiles/afieldfile/2018/06/19/a1401908_03.pdf

Step5 日本語教育の内容検討

「日本語教育の参照枠」が示す範囲

全体的な尺度
日本語能力の熟達度について
全体的な尺度を6レベルで示したもの

言語活動別の習熟度
日本語能力の熟達度を5つの言語活動「聞く」「読む」「話す（やり取り）」「話す（発表）」「書く」ごとに6レベルで示したもの

言語能力記述文（日本語教育の参照枠 Can do）
日本語を使って
どんなことができるかを「～できる」という表現で示した文

漢字を含む文字の扱いについて

日本語能力評価について

分野別の言語能力記述文（Can do）

生活 Can do 就労 Can do 留学 Can do ○○ Can do

現場 Can do: 個別の団体・教育機関等が自由に作成する言語能力記述文

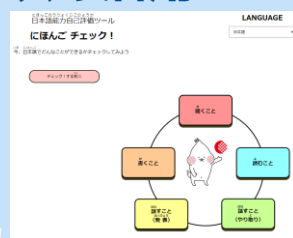
日本語教育の参照枠及び「生活 Can do」を活用した日本語教育プログラムの検討を推進しています。

「日本語教育の参照枠（報告）」（文化審議会国語分科会、令和3年10月）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93736901_01.pdf

地域における日本語教育の在り方について（報告）別冊「日本語教育の参照枠」に基づき「生活 Can do」一覧」（文化審議会国語分科会日本語教育小委員会、令和4年11月）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93913301_01.pdf

Step6 教材・リソースの活用

【ICT教材活用】
日本語学習サイト「つながるひろがるにほんごでのくらし」（通称：つながひろ）



【評価ツール】
日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック!」

地域日本語教育アドバイザー一覧

【専門家活用】地域日本語教育の専門家であるアドバイザーの派遣支援

事例収集 事業の実施報告書等

「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 事例報告書」

都道府県や政令市が地域日本語教育の体制整備に向けた実施体制や目標、各種取組状況を記載。

「日本語教室立ち上げハンドブック」

日本語教室の空白地域の自治体が日本語教室を立ち上げた事例を紹介。